

インクルーシブな子ども広場整備指針

福岡市

目次

はじめに	1
第Ⅰ章 現状と課題	
1 福岡市の公園の現状	2
2 現状の公園が抱える課題	3
3 本指針の位置づけ	5
第Ⅱ章 整備方針	
1 「インクルーシブな子ども広場」の定義	6
2 特に配慮すべき利用者	7
3 インクルーシブな子ども広場の目指す方向性	9
4 インクルーシブな子ども広場の構成要件	11
第Ⅲ章 計画・設計	
1 方向性	16
2 手順	24
第Ⅳ章 整備における配慮事項	
1 遊び・周辺施設整備の基本的考え方	26
2 身体的遊びに関する配慮事項	27
3 精神情緒的遊びに関する配慮事項	36
4 社会的遊びに関する配慮事項	44
5 アクセスに関する配慮事項	47
6 安全性に関する配慮事項	56
7 情報環境に関する配慮事項	60
第Ⅴ章 管理	
1 管理の基本的考え方	64
2 維持管理	64
3 運営管理	65
4 人材育成及び多様な関係者の参画	68
5 継続的な改善	69
検討委員会 委員一覧	70

はじめに

世界では「誰一人取り残さない」というSDGsの基本理念や、「すべてを包み込む、包含する」という意味の「インクルーシブ」といった概念が、少しずつ認知されるようになってきています。

公園整備の分野においては、日本に先行してアメリカやヨーロッパにおいて「インクルーシブ・プレイグラウンド」などと呼ばれる、あらゆる子どもが認め合い、利用ができるように配慮した公園の整備が進められてきました。

国内においては、平成16年「バリアフリー化推進要綱」、平成18年「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律（バリアフリー法）」、平成20年「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」、平成25年「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、平成29年「ユニバーサルデザイン2020行動計画」、平成31年「福岡市障がい者差別解消条例」などが制定され、障がいのある方の受けている制限は、心身の機能の障がいだけでなく、社会的障壁によって発生するものであり、これらの障壁を社会全体で取り除く必要があるという考え方が広く浸透してきました。そのような背景のもと、バリアフリーやユニバーサルデザインの取り組みが進められており、近年、都市公園においても、いわゆる「インクルーシブ公園」を整備する取り組みが見られるようになってきました。

福岡市では、子どもの貴重な屋外の遊び場である公園において、障がいなどを理由に利用をためらう子どもや保護者がいる事実を重く受け止め、これまでのユニバーサルデザインの取り組みに加えて、様々な利用者及び保護者の思いを包含することで、あらゆる子どもや親子が楽しめる「インクルーシブな子ども広場」の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

参考1: 社会的障壁とは

障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物（通行、利用しにくい施設・設備など）、制度（利用しにくい制度など）、慣行（障がいのある人の存在を意識していない慣習・文化など）、観念（障がいのある人への偏見など）その他一切のもの

I. 現状と課題

1 福岡市の公園の現状

福岡市では、2011 年から、みんながやさしい、みんなにやさしい「ユニバーサル都市・福岡」の実現に向けて、全庁を挙げて様々な取り組みを推進しています。「ユニバーサル都市・福岡」とは、ユニバーサルデザインの理念に基づいた、誰もが思いやりを持ち、すべての人にやさしいまちのことです。

公園の整備においても、「福岡市福祉のまちづくり条例」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律」などを踏まえ、誰もが利用しやすい園路、トイレなどのバリアフリー化やユニバーサルデザインを踏まえた整備を進めてきました。また、設計の時点からワークショップや住民説明会などにより、地域住民との共働の公園づくりを進めてきました。

参考2: バリアフリーとは

高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。

【出典:障害者基本計画(H14.12.24 閣議決定)】

参考3: ユニバーサルデザインとは

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種などにかかわらず多様な人々が利用しやすい都市や生活環境をデザインする考え方。【出典:障害者基本計画(H14.12.24 閣議決定)】

ロナルド・メイス氏(アメリカの建築家)が7原則を提唱した。

〈ユニバーサルデザインの7原則〉

- ① どんな人でも同じように使うことができる「公平性」 例)自動ドア、スロープ
- ② 状況によって使い方を選ぶことができる「自由度」 例)2段手すり、高さの違うエレベーターボタン
- ③ 直感的に・簡単に使うことができる「単純性」 例)レバー式の蛇口、シャンプーとリンスの側面の凹凸
- ④ 欲しい情報がすぐに分かる「明確さ」 例)わかりやすい情報(ひらがな案内)
- ⑤ ミスや危険につながらない「安全性」 例)フェイルセーフ(戻るボタン)、ガスコンロの自動消火機能
- ⑥ 体への負担が少なく無理なく使える「体への負担の少なさ」 例)力のいらないドアノブ
- ⑦ 使いやすい広さや大きさ「空間性」 例)空間に余裕のあるバリアフリートイレ、車いす用駐車スペース

2 現状の公園が抱える課題

これまでの公園の整備・再整備においては、誰もが使いやすい仕様や形状とするユニバーサルデザインの考えを踏まえた設計整備を行ってきましたが、遊具や遊び場などの子どもの遊びについては取り組みが不十分な状況にあり、障がいのある子どもなどにとって利用が難しいことがあるという課題があります。

また近年では、ユニバーサルデザインに基づく、誰もが使える物理的な環境や施設の整備による対応だけではなく、心理的なハードルを理由として公園を訪れることが難しい子どもや保護者への対応が求められています。

したがって、誰もが真に利用しやすい公園とするためには、単に遊具や広場空間を使いやすいだけでなく、現在利用しにくいと感じている当事者の思いを汲み取り、既存の公園とは異なる新たな発想で公園整備を行うことが求められています。ここで言う新たな発想としては、個人の多様性に根ざした視点から発想することが重要であり、その理念を実現化するインクルーシブデザインの考え方も取り入れた整備方針を検討することが望ましいと考えられます。(図1)

参考4:インクルーシブ(Inclusive)とは

包括的を意味する英単語であり、排除を意味する exclusion の対義語である。性別、人種、民族・国籍、出身地、社会的地位、障がいの有無により、排除されることなく包括・包含している様を表した言葉として使用される。

参考5:インクルーシブデザインとは

インクルーシブデザインは、これまで排除されてきた人々の視点から、社会の多数を占める人々と共に享受できる、新たなデザインを共創するアプローチである。

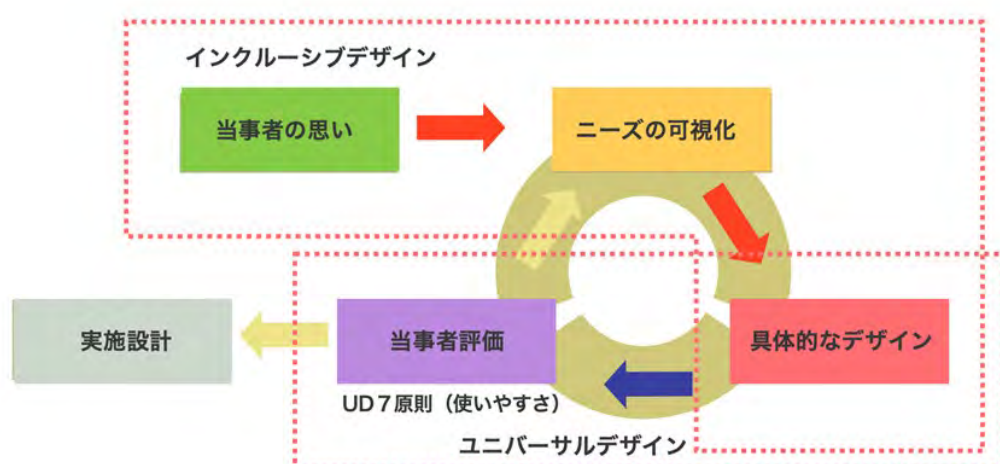
インクルーシブデザインの世界的第一人者であるジュリア・カセムは、この排除について、肢体不自由などによる「身体的排除」、視覚や聴覚の障がいなどによる「感覚的排除」、文字認識の困難さなどによる「知覚的排除」、情報格差など「デジタル化による排除」、組織や社会における孤独感等による「感情的排除」、そして貧困による「経済的排除」の6つの排除を定義している。

図1 インクルーシブデザインとユニバーサルデザインの関係性

インクルーシブデザインとユニバーサルデザインは車の両輪のような関係です。

「インクルーシブな子ども広場」のように、当事者の思いから新たな製品やサービスを発想する場合には、計画の最初から当事者との共創によって課題を発見し、あるべきデザインを創造するインクルーシブデザインが適しています。他方、7原則に基づくユニバーサルデザインは、既に存在する製品や施設、環境について誰もが使えるようなアクセスをデザインすることや、それらの使いやすさを評価することに適しています。

「インクルーシブな子ども広場」は、双方の考えを活かし、当事者の思いから新たに広場を捉え直すことで、当事者起点のデザインを生み出すとともに、誰もが排除されない公園の設計を目指します。また、遊具や施設の、誰もが使えるアクセスや使いやすさを継続して検証し、さらにデザインや管理運営手法を検討します。



3 本指針の位置付け

本指針では、様々な理由から現在公園を利用しにくいと感じている当事者も含め、誰もが楽しく遊ぶことのできる遊び場の整備を目指し、その実現に向けた方向性を明確にします。(図2)

本指針は、行政の公園担当部署、公園・遊具などの計画・設計者、施工会社、製造会社など、公園の整備や管理運営の関係者に向けて作成しています。新規公園の整備や既存公園の再整備また公園の管理運営を行う際に、この指針を活用ください。

図2 本指針の構成

本指針は、全5章によって構成されます。整備にあたって考慮すべきハード面に関する事項は主に第Ⅳ章に集約され、管理運営にあたって考慮すべきソフト面に関する事項は主に第Ⅴ章に集約されています。

第Ⅰ章 現状と課題	}	前提条件整理
第Ⅱ章 整備方針		
第Ⅲ章 計画・設計	}	計画・設計時に考慮すべき事項
第Ⅳ章 整備における配慮事項	}	整備にあたって考慮すべき ハード面に関する事項
第Ⅴ章 管理	}	管理運営にあたって考慮すべき ソフト面に関する事項

Ⅱ．整備方針

1 「インクルーシブな子ども広場」の定義

子どもは、子ども自身による主体的・自発的な活動である「遊び」を通して自らの限界に挑戦し、身体的、精神的、社会的な面の成長が促されます。例えば、集団の遊びの中でお互いを理解しながら自分の役割を認識し、遊びを通して自らの創造性や主体性を向上させていくと言われています。このように「遊び」は、すべての子どもの成長にとって必要不可欠なものであると言えるため、あらゆる子どもたちが利用でき、楽しむことのできる公園において、障がいの有無や国籍などによって遊びの自由度に制限が発生する状況は改善すべきです。

また、子ども、特に障がいのある子どもは、大人（保護者など）に付き添われて公園に来ることが多く、大人による子どもの遊びのサポートや、見守りへの配慮も必要です。

インクルーシブな子ども広場では、遊びの当事者である子どもをはじめ、見守る大人も気軽に集い、遊び、触れあい、語らい、笑い合うなど居心地の良さを感じられる公園づくりを目指します。

本指針において、公園における「インクルーシブな子ども広場」を以下と定義します。

**誰もが お互いを理解し
安心して笑顔で 自分らしく遊ぶことができる場所**

なお、定義には次のような思いが込められています

誰もが

⇒ 公園を利用することが難しかった多様な子どもとその保護者も含め、誰もが気軽に集い利用できる。

お互いを理解し

⇒ 多様性を認めながら、様々な特性のある人との関わり方を自然に学ぶことができる。

安心して笑顔で

⇒ 利用者それぞれが楽しく過ごせる。保護者も安心して利用できる。

自分らしく遊ぶことができる場所

⇒ それぞれの遊びのペースで、一人遊びやみんなでの遊びを選択できる。
思うままに過ごすことのできる居場所となる場所。

2 特に配慮すべき利用者

インクルーシブな子ども広場においては、すべての子どもや保護者を対象として整備・運営を行います。この際、特にこれまで十分に公園を利用できていなかったと考えられる子どもや保護者については、特段の配慮を行う必要があります。これらの特に配慮すべき利用者について、本指針においては、下記の9種類の特性のある利用者とその保護者とします。また、特に配慮すべき利用者は、今後、社会的要因等に応じて変化することが考えられるため、必要に応じて追加・変更の検討を行うものとします。

なお、本指針において「利用者」とは、広く公園利用者を差しますが、「当事者」とは、特に配慮すべき利用者を示します。

- 1 精神障がい
- 2 発達障がい
- 3 知的障がい
- 4 肢体不自由
- 5 視覚障がい
- 6 聴覚障がい
- 7 音声・言語機能障がい
- 8 内部障がい
- 9 日本語を母語としない人

また、1～8の各障がいについて配慮する場合は下記の点に注意します。

○バリアフリーなどの身体的な配慮だけに偏重しない（表1）

○様々な障がいを重複する利用者も多く、画一的な配慮では不十分な場合がある。

表1 身体・知的障がい児の人数

18歳以上では後天的な怪我や事故等により身体障がい者の人数が高まるが、17歳以下では、身体障がいのある子どもの割合より、知的障がいのある子どもの割合が大きい

（引用：福岡市障がい児・者等実態調査報告書 令和2年3月 福岡市）

（ ）は出現率（‰＝人口千対）

	身体・知的障がい児・者数			総人口
	合計	身体障がい	知的障がい	
総数	64,278 (41.5)	52,114 (33.7)	12,164 (7.9)	1,548,090
0～17歳	4,633 (18.6)	1,125 (4.5)	3,508 (14.1)	249,367
18歳以上	59,645 (45.9)	50,989 (39.3)	8,656 (6.7)	1,298,723

（注1） 障がい児・者数は、身体障害者手帳、療育手帳の所持者数（令和元年6月30日現在）

（注2） 総人口は、住民基本台帳登録人口（令和元年6月30日現在）

5: 各障がいの一般的な特徴について

公園整備にあたっての配慮において参考となるよう、各障がいの特徴の一部を下記のとおり示します。

1. 精神障がい
 - ・精神の病気のために日常生活がしづらい
 - ・通院したり服薬したりしている人が多い
 - ・外見からわかりにくい
2. 発達障がい
 - ・人の話を理解したり、自分の気持ちを伝えたりすることが苦手
 - ・活動に集中できない、じっとしていられないなどの不注意や多動傾向のある人もいる
 - ・特定の物事に強く興味がある人もいる一方、特定の物事が極めて苦手な人もいる
 - ・外見からわかりにくい
3. 知的障がい
 - ・人の話を理解したり、自分の気持ちを伝えたりすることが苦手
 - ・考えるのに時間がかかったり、予定外のことに混乱したりすることがある
 - ・特定の物に強く興味がある人もいる
 - ・特定の感覚に敏感だったり、鈍感だったり、独特さがある
 - ・身体や手先の使い方が不器用な人もいる
 - ・外見からわかりにくい
4. 肢体不自由
 - ・手足などの身体の一部または全部に障がいがある
 - ・歩くこと、物を持つ、体を起こす、座るなど、自分の力でできないまたはできにくい
 - ・足が不自由な人の中には車いすや杖などを使って移動する人もいる
5. 視覚障がい
 - ・身の回りの物や人が見えない、またはぼやけて見える、一部分だけが見える
 - ・文字は読めても歩くときに物にぶつかったりつまづいてしまう人がいる
 - ・物を避けて歩くことはできても、文字を読めない人もいる
 - ・白杖や点字、音声ガイドなどを使っていることや、盲導犬を連れていることもある
6. 聴覚障がい
 - ・身の回りの音や人の声が聞こえない、または聞こえにくい
 - ・会話の内容が理解しづらく、コミュニケーションが取りづらい
 - ・補聴器を使っていることもある
 - ・身振りや手話、筆談などでコミュニケーションをとることもある
 - ・外見からわかりにくい
7. 音声・言語機能障がい
 - ・話しづらかったり、声が出しにくかったりする人もいる
8. 内部障がい
 - ・心臓機能、腎臓機能、免疫機能、呼吸器機能など、身体の内部に障がいがある
 - ・医療的ケアや医療器具の使用が必要な人がいる
 - ・感染症予防から、集団活動や運動に制限がある人がいる
 - ・外見からわかりにくい

障がいにおいては所謂グレーゾーンとされる(発達障がいや知的障がいの傾向にあるが、診断基準のすべては満たさない)子どももいるほか、健常児とされる子どもの特性も千差万別であるため、一般的な特徴にとらわれず、様々な子どもの特性(こだわりが強い・集団行動が苦手・落ち着きがない・感覚が過敏・体を動かすことが得意でない等)に配慮することが必要である。

3 インクルーシブな子ども広場の目指す方向性

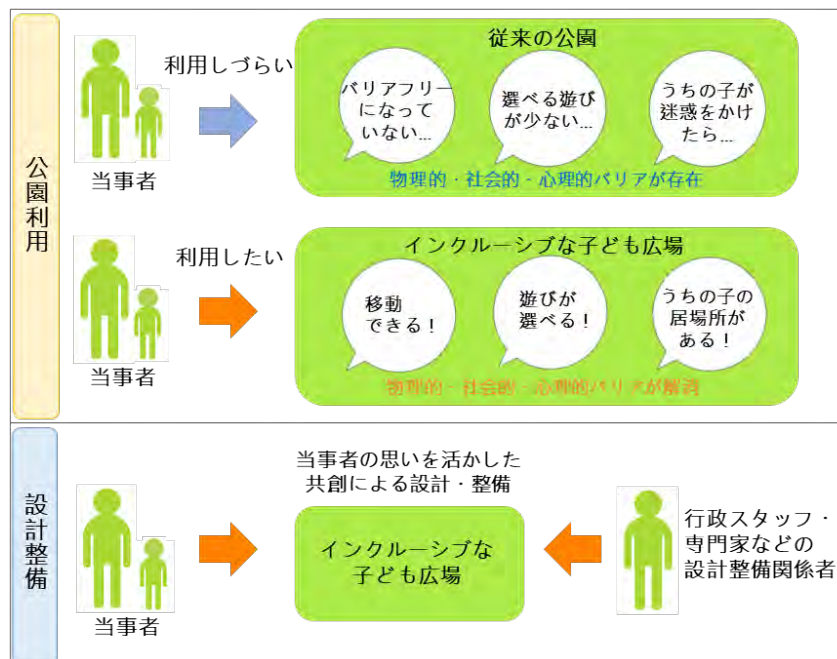
インクルーシブな子ども広場は、下記の4つの方向性で整備を行います。

① 利用者の思いを中心に設計・整備を行うこと

- これまで公園を利用できていなかった、多様な子どもも利用できる場所である（図3）
- 保護者や介助者も利用しやすい場所である
- 遊具や周辺施設が使いやすいだけでなく、心理的にも訪れやすい場所である
- 既に公園を利用してきた子どもや保護者なども利用しやすい場所である

図3 当事者の声を踏まえた検討

物理的・社会的・心理的バリアの解消だけでなく、これまで公園を利用しづらかった当事者の思いを活かした設計・整備を行います。



② 誰もが気軽に集い利用できること

- 「障がい者のための遊び場である」という誤解を招く恐れがある表現（ユニバーサル、インクルーシブ）を過度に使用しない
- 利用者が固定される遊具や周辺施設の選択や配置を避ける

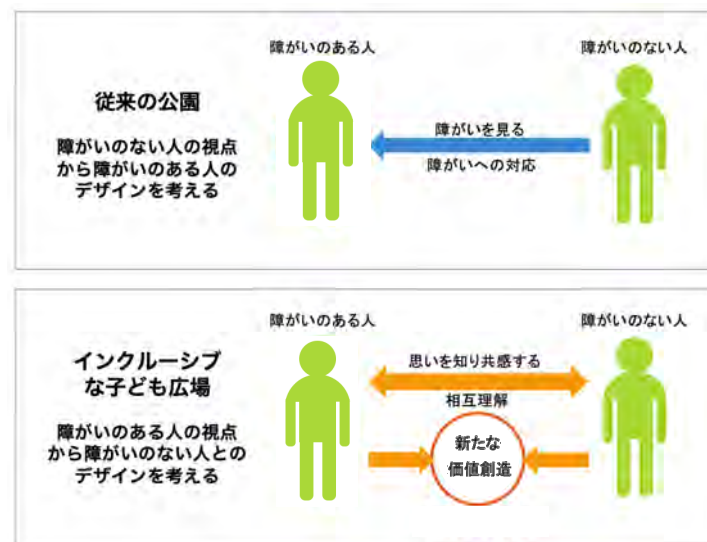
③ 利用者間の関わり方について考慮されていること

- 多様な利用者間の交流が自然発生的に生まれる場所である
(誰もが安心できる・楽しめる場所であることを目的とし、
交流そのものが必須とならない)
- 様々な特性をもった利用者がともに楽しみ、お互いの理解が促進される場である (図4)

図4 多様な利用者の相互理解の必要性

インクルーシブな子ども広場には、障がいのある人との接し方がわからない、あるいは関心がない利用者も多く訪れると考えられます。インクルーシブな子ども広場では、多様な利用者の相互理解が必要であるため、利用者自らが無意識な排除や偏見などの先入観（バイアス）を認識し、人との関わりを学ぶ場のデザインが重要です。

整備計画のデザインにおいて、従来は、主に障がいのない人の視点から、障がいを想定し、製品・環境・サービスデザインによる課題解決が行われてきました。インクルーシブな子ども広場では、障がいのある人とともに課題発見を行うことで、新たな価値創造を目指すところに従来の公園との違いがあります。



④ 整備後にも継続した取り組みがなされること

- インクルーシブな子ども広場の整備後においても、利用者が使いやすい場であり続けるような仕組みがある

4 インクルーシブな子ども広場の構成要件

4-1 当事者への調査

インクルーシブな子ども広場の検討にあたっては、整備にあたっての重要な視点を検討するため、インクルーシブデザインの考え方に沿って、公園利用者への幅広い調査のほか、特に配慮すべき利用者を中心に調査を実施しました。（表2）

表2 指針策定にあたり実施した調査

調査方法	具体的手法	調査対象者	
		全市民	障がい者
利用状況調査	遊具等を設置しての実証実験	○	○
アンケート調査	(予備調査)検討委員会の委員を通して、障がいのある子を持つ保護者を中心に実施		○
	実証実験会場で実施	○	○
	市政だよりで実施	○	○
	市内全ての特別支援学校・学級で実施		○
ワークショップ	障がい児とその保護者をお招きし、遊び場体験の感想や、遊び場への改善案を意見出し		○

※ワークショップにおいては、ジャーニーマップを用いることで、各障がいの注意すべき点や必要な施設などを具体的に調査した。

参考6:ジャーニーマップとは

ある利用者や顧客が、目的を達成するためにたどる過程を可視化したもの。

4－2 重要な視点

当事者への調査結果を基に、インクルーシブな子ども広場整備に重要と思われる意見、感想などを、重要な視点として整理しました。

(1) 遊びについて

○多様な体験

あらゆる子どもが楽しめる空間を実現させるに、また子どもの心身の発達のためには多様な遊びがある事が重要。身体的に活発な動き(粗大運動)と繊細な動き(微細運動)を両立させると共に、視覚、聴覚など様々な五感に働きかける遊びが必要。

遊具にとらわれず、様々な五感を刺激する遊びも大切にする

○遊びの選択肢

障がいの有無に関わらず、あらゆる子どもが遊べる環境を作るには、これまで通りの遊具だけでも、バリアフリー遊具だけでも成り立たない。様々な遊びの難易度や、遊びに選択肢がある事で子ども自らが自分に合った遊びを楽しめる。

遊びに様々な難易度や選択肢を設ける

○他者を理解し、認め合う場

障がいのある子どもとない子どもが関わる機会が今までは少なかった。互いを知ることが、心のバリアを無くすことの第一歩となる。

互いを認め合う継続的な取り組みが必要

(2) アクセスや周辺施設について

○遊び場までのアクセス

車を降りてから遊び場までの距離が遠いと、子どもも大人も遊び場に着く前に疲れやすい。特に障がいのある子どもを介助する場合は荷物も多く、遠い距離を移動するのは大変。駐車場が一杯の際は公園に来ることを諦める。

駐車場や公共交通機関から近くに配置する事が必要

車いす利用者用駐車スペースの確保などの配慮も重要

○遊び場だけでない周辺施設の必要性

どんなに遊び場が素敵でも、トイレや手洗いなどの周辺施設が整っていないと遊び場に来ることができない。また、トイレの機能として、ある程度の年齢の子どもも着替えられる様な大型ベッドやオストメイトなどの機能を備えていないと目的を果たせない場合がある。

清潔で多機能なトイレを遊び場の近くに配置するなど周辺施設も重要

（３）安全性について

○安全な環境

落下や転倒の危険を気にせず遊べることは、子どもだけでなく保護者にも大きな安心感を与える。また、地面に座って遊ぶ子どもにとっては、降雨の後でもぬかるまない様な地面を整備する必要がある。

弾性舗装の地面など、安全性や水はけを考慮した地面を整備する

○違いへの配慮

活発な子どもの動きに圧倒されて遊びにくさを感じてしまう子どももいる。また、自分のペースで過ごしたい子どももいる。他者と交流することも大切だが、それぞれのペースを守れるスペースを確保する事も必要。

活発な子どもも動き回りたくない子どもも共に場を共有できる様、空間を設定する

○見守る大人にも配慮した快適性

自律神経のバランスが取りにくい子どもは直射日光の元に長時間いる事で体調を崩しやすい。また、見守る大人が快適でないと子どもを遊び場に連れてくる頻度も下がってしまう。

他者と適度な間隔も保てるよう、ベンチなども分散させて配置する。

広めの日除けや木陰が大切
多めにベンチを配置する配慮も必要

○見守りやすさ

子どもが遊び場の外に駆け出していない様に見守るのは保護者にとって大きな負担となる。見守る子どもが複数いたり、年齢が上がってくると特にその負担は増す。

遊び場の囲いなど子どもの見守りが楽になる工夫が必要

（４）情報環境について

○遊び場の概念

障がいの有無に関わらず、誰もが過ごしやすい場である事を、言語だけでなく様々な手法で利用者に理解してもらう必要がある。

ピクトグラムなどを用いた遊び場の概念を伝えるサインが必要

○情報提供

公園に来る事に不安を感じる人は、ハードよりもソフトについて心配する方が多かった。利用者が安心して公園に来ることが出来る様、事前の情報提供を行う。

市のホームページなどで公園の施設や取り組みの紹介を行う
イベントなどを開催して利用者に公園や理念の認知を図る

4-3 インクルーシブな子ども広場の構成要件

実証実験やアンケート調査、ワークショップにおける意見を踏まえ、インクルーシブな子ども広場を整備する際の要件を整理しました。インクルーシブな子ども広場においては、多様な遊びがインクルーシブな視点で構成される必要があることから3つの遊びについての要件を設けるとともに、周辺環境に関する3つの要件を加え、合わせて6つの構成要件としました。

インクルーシブな子ども広場は、あらゆる利用者を対象とした配慮と、特に配慮すべき利用者に対しての個別配慮が必要です。また、配慮を行うべき対象は、遊び場そのものだけでなく、遊び場までの行程も対象となり得ます。これらも踏まえて6つの構成要件を設定します。(図5)

1 身体的遊び

すべる、揺れる、回る、登る、跳ねる・飛ぶなどの様々な身体的動作を組み合わせた自由遊びです。楽しさや気分の高揚、挑戦をもたらしつつ、子どもの身体的活動レベル(体幹、動作、スピード、バランスなど)の向上をサポートします。

2 精神・情緒的遊び

視覚、聴覚、触覚、嗅覚、味覚といった感覚から、特に精神や情緒を刺激する自由遊びです。形、色、水や砂、植物など自然の特性を取り入れて利用し、子どもの感覚の発達をサポートします。

3 社会的遊び

利用者の交流によって生まれる集団遊びです。障がいのある子どもと健常な子ども同士や、子と保護者、障がいのある子ども同士、保護者同士の交流なども含まれます。子ども同士でルールを作っての遊びやごっこ遊びにより、協調性や忍耐力などの向上をサポートします。

4 アクセス

遊び場において、物理的・心理的なバリアがなくアクセスが可能で使いやすいことは、遊ぶ機会を提供する上で重要な要件です。子どもが安全に遊び場にたどり着くことができ、特に配慮すべき利用者にとっても、遊び場が特別な準備が求められる場所ではなく、可能な限り日常生活の延長として利用できる場所となる必要があります。また、未就学児においては、遊び場に行く判断は保護者がするものであり、子育てをするあらゆる保護者への配慮を行うことが、未就学児の遊ぶ機会の確保のために必要です。

5 安全性

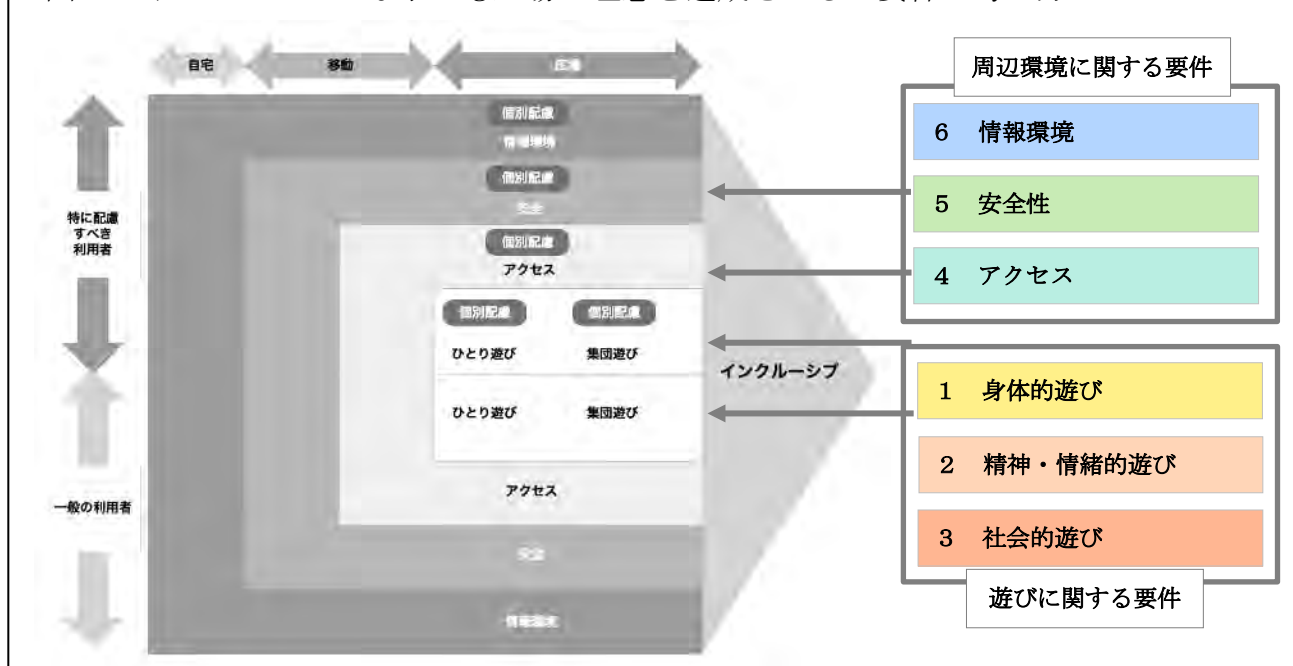
特に配慮すべき利用者においては、子どもの遊びにおいて、保護者による補助・保護が前提となることも多いため、これをサポートするように遊び場の施設や配置に配慮する必要があります。また、年齢や特性、障がいの有無などの違いにより遊びのペースが異なる子どもたちが、それぞれ安全に遊べるよう配慮する必要があります。

6 情報環境

特に配慮すべき利用者のみならず一般の利用者においても、期待する遊び要素や必要とする施設は千差万別です。すべてのニーズに対応した遊び場の整備は困難であることから、遊び場や周辺施設についての情報を十分に発信することで、利用者が来園前から遊び場を選択できるようにする必要があります。また、現地においては、遊ぶ上でのルールや、遊び方を分かりやすく伝えるために、伝わりやすいサインやデザインも重要です。

さらに、「インクルーシブな子ども広場」の考え方が特別なものではなく、ごく当たり前の考え方になるよう発信を続ける必要があります。

図5 インクルーシブな子ども広場の理念を達成させる6要件の考え方



Ⅲ. 計画・設計

1 方向性

1-1 インクルーシブな子ども広場の整備範囲

「インクルーシブな子ども広場」は、基本的に公園全体を対象とするのではなく、様々な遊具スペースが点在し、その中に植栽や利用者動線がまとまって存在する、いわゆる遊具広場の範囲を中心に6つの構成要件を踏まえた整備を行うものとします。(図6)

図6 対象公園全体の概念図

6つの構成要件を満たすためには、そのほかの周辺施設や環境も重要であるため、整備にあたっては可能な限りこれらの周辺施設等もあわせた検討が必要です。



1-2 大規模な公園と身近な公園における整備の方向性

公園は、整備目的や対象とする利用者層によって、その規模や施設内容は様々です。本指針においては、「大規模な公園」と「身近な公園」に区分し、それぞれの計画・設計の方向性を示します。また、それぞれにおいて6つの構成要件ごとに配慮を行う整備項目について、表にまとめました。(表3)

○大規模な公園（主に数 ha 以上の公園）

総合公園や運動公園、地区公園などの「大規模な公園」は、休息・観賞・散歩・遊戯・運動などの総合的な利用ニーズに応えるために整備され、対象とする利用者は遠方からの来園者も含めた市民全体であり、公園面積は比較的大きいほか多様な施設を有しています。

大規模な公園において、インクルーシブな子ども広場の整備を行う場合には、その面積や多様な既存施設、周辺環境を活用し、本指針で示す6つの構成要件を可能な限りすべて満たす整備を進めます。

◇身近な公園（主に数千㎡程度の公園）

街区公園や近隣公園などの「身近な公園」は、周辺住民の日常的な利用のために整備されており、公園面積は比較的狭小で、備えている施設も必要に応じたものとなっています。

身近な公園においては、十分な整備面積の確保が困難であることから、多様な遊び要素を備えることや様々な周辺施設の配置を行うことはできない場合もあるほか、植栽やトイレなど周辺の住環境に配慮して整備を検討すべき施設もあります。また、大規模な公園と比較して公園が各利用者の居住地に近接していることから、アクセスや安全性については各利用者の自助により対応可能な側面も期待されます。

さらに、インクルーシブな子ども広場の整備にあたっては、一般的な公園と比較して整備費が高額となるほか、多様な植栽や耐用年数が短いクッション性舗装のメンテナンスなどを理由として維持管理費が増大することが懸念され、市全体の身近な公園の維持管理費への影響も加味しながら、整備計画を検討する必要があります。

身近な公園において、インクルーシブな子ども広場を整備する場合には、現場環境や周辺住民の意向、維持管理面の懸念などを踏まえ、本指針で示す6つの構成要件から、達成可能なものについて整備を進めます。

表3 大規模な公園及び身近な公園における整備項目

6つの構成要件ごとに大規模な公園と身近な公園における整備項目を示した。なお、個別の遊びや施設を整備するにあたっての配慮事項は、第Ⅳ章に示す。

項目	具体例	大規模公園		身近な公園		備考
		必須	推奨	必須	推奨	
1 身体的遊び		○		○		公園全体で確保できれば可とする。 大規模公園については、可能な限り多くの遊び要素を備えることを目指す。 身近な公園については十分な敷地確保が困難なため、最低限の1つ以上とする。
身体的な自由遊び（遊具など遊びづくり）		2つ以上の遊びができる		1つ以上の遊びができる		
1-1 すべる遊び	滑り台、斜面					
1-2 揺れる遊び	ブランコ、スイング遊具					
1-3 回る遊び	回転遊具					
1-4 跳ねる遊び	トランポリン					
1-5 登る遊び	ロープ遊具、築山					
1-6 投げる遊び	ボール、フリスビー					
1-7 走る遊び	グラウンド、地面の起伏					
1-8 バランス遊び	平均台					
2 精神・情緒的遊び		○		○		公園全体で確保できれば可とする。 大規模公園については、可能な限り多くの遊び要素を備えることを目指す。 身近な公園については十分な敷地確保が困難なため、最低限の1つ以上とする。
感覚的な自由遊び（自然や水などで遊び場づくり）		2つ以上の遊びができる		1つ以上の遊びができる		
2-1 砂遊び	砂場					
2-2 音を楽しむ遊び	楽器、伝声管					
2-3 手触りや足の感覚を楽しむ遊び	パネル遊具、足つぼ					
2-4 形を楽しむ遊び	置物遊具					
2-5 ひっそりした空間を楽しむ ・落ち着く遊び	一人集中できる遊具や場所					
2-6 水遊び	噴水、じゃぶじゃぶ池					
2-7 自然と触れ合う遊び	花、生き物観察、虫取り					
3 社会的遊び		○		○		公園全体で確保できれば可とする。 大規模公園については、可能な限り多くの遊び要素を備えることを目指す。 身近な公園については十分な敷地確保が困難なため、最低限の1つ以上とする。
子ども同士などでの集団遊び		2つ以上の遊びができる		1つ以上の遊びができる		
3-1 ごっこ遊び	ままごと					
3-2 地面や壁面の絵を使った遊び	けんけんば					
3-3 スポーツや伝統的な集団遊び	鬼ごっこ、キャッチボール					
4 アクセスに関する事項						
自宅から遊び、帰宅までのアクセスへの配慮があること						
4-1 駐車場		○		-	-	身近な公園は各利用者の居住地に近接しているため設置しない。
4-2 園路		○		○		
4-3 休憩所	ベンチ、屋外卓、東屋	○		○		
4-4 ベビーカー・自転車置き場		○			○	身近な公園は、十分な敷地確保が困難なため、園路や広場の一部を兼用する。
4-5 バリアフリートイレ		○			○	
4-6 水飲み場・手洗い場・自動販売機		○			○	
5 安全性に関する事項						
安全への配慮が多様な利用者の視点でなされていること						
5-1 遊具周辺の舗装		○			○	
5-2 遊び場の囲い	外周柵、植栽	○			○	
5-2 管理事務所		○		-	-	身近な公園は各利用者の居住地に近接しているため設置しない。
6 情報環境に関する事項						
開園後も持続的な情報発信と交流があること						
6-1 園内マップ		○			○	
6-2 広場入り口の案内		○		○		
6-3 各遊具の看板			○		○	

1-3 大規模な公園と身近な公園における整備イメージ

大規模な公園と身近な公園において、インクルーシブな子ども広場を整備する場合のイメージ図を示します。また、それぞれのイメージ図において、どのような配慮が行われているか解説します。

◇大規模な公園

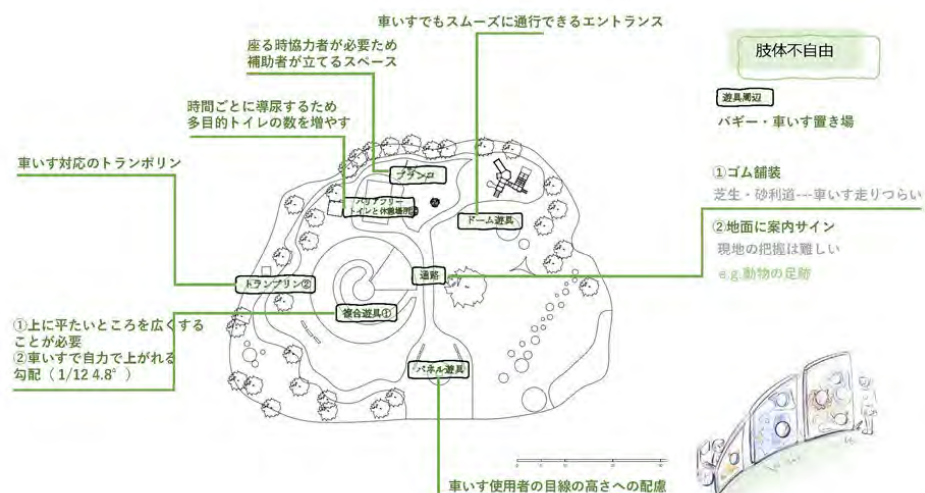
(10ha 程度の規模の公園の一角 (5,000 m²程度) での整備をイメージ)

<イメージ図>



参考7:障がい種別配慮事項の例(肢体不自由)

各障がいにおける配慮が必要な事項を整理した障がい種別ジャーニーマップも踏まえ、整備イメージを作成した。



<イメージの解説>

◆遊びのゾーン分け

○ひとり遊びゾーン（身体的遊び・精神的遊び）

一人遊びが好きな子どもや集団の中に入っていけない子どもも、マイペースに遊ぶことができるゾーン。十分な空間があり、分散して静かに過ごすことができる環境が用意されています。

○交流遊びゾーン（身体的遊び・社会的遊び）

多様な子どもと一緒に遊ぶことができるゾーン。様々なタイプの遊具を配置し、自然に人と人が触れ合える場所となっています。また、特に配慮すべき利用者は、遊びのスピードや年齢、特性なども様々であるため、十分なスペースの確保や分散しての遊具配置が行われています。

○自然遊びゾーン（身体的遊び・精神的遊び・社会的遊び）

自由な発想で子どもが遊ぶことができるゾーン。感覚遊びなどに集中して遊ぶことができます。

◆アクセス

- ・広場内では、車いすでも走行しやすいように動線をハード系舗装にし、その他の場所は視覚的にわかりやすい動線（色）にするなど、素材や色が適切に選択されています。
- ・特に配慮すべき子どもたちの多くは、保護者の付き添いや見守りが必要なため、親や保護者の付き添い可能な遊具や一緒に遊ぶことができる遊具を配置されています。また、遊具周辺に車いすでも対応可能なテーブルやベンチなどを設置し休憩がとれるようにするほか、車いす・ベビーカーなどの置き場が設置されています。
- ・オストメイト施設、大型ベッドなどが備わったバリアフリートイレが設置されています。
- ・特に配慮すべき利用者の中には体温調整が難しい子どもがいます。特に夏場の熱中症対策を行うために、屋根付きの休憩所などが設置されています。また、水遊び場による水遊びも熱中症対策に繋がります。

◆安全性

- ・遊具周辺は、落下や転んだりすること考えてクッション性の高い地面となっています。
- ・インクルーシブな子ども広場からの飛び出しを防ぐために、遊び場の周辺は柵や樹木などの植栽で囲まれています。

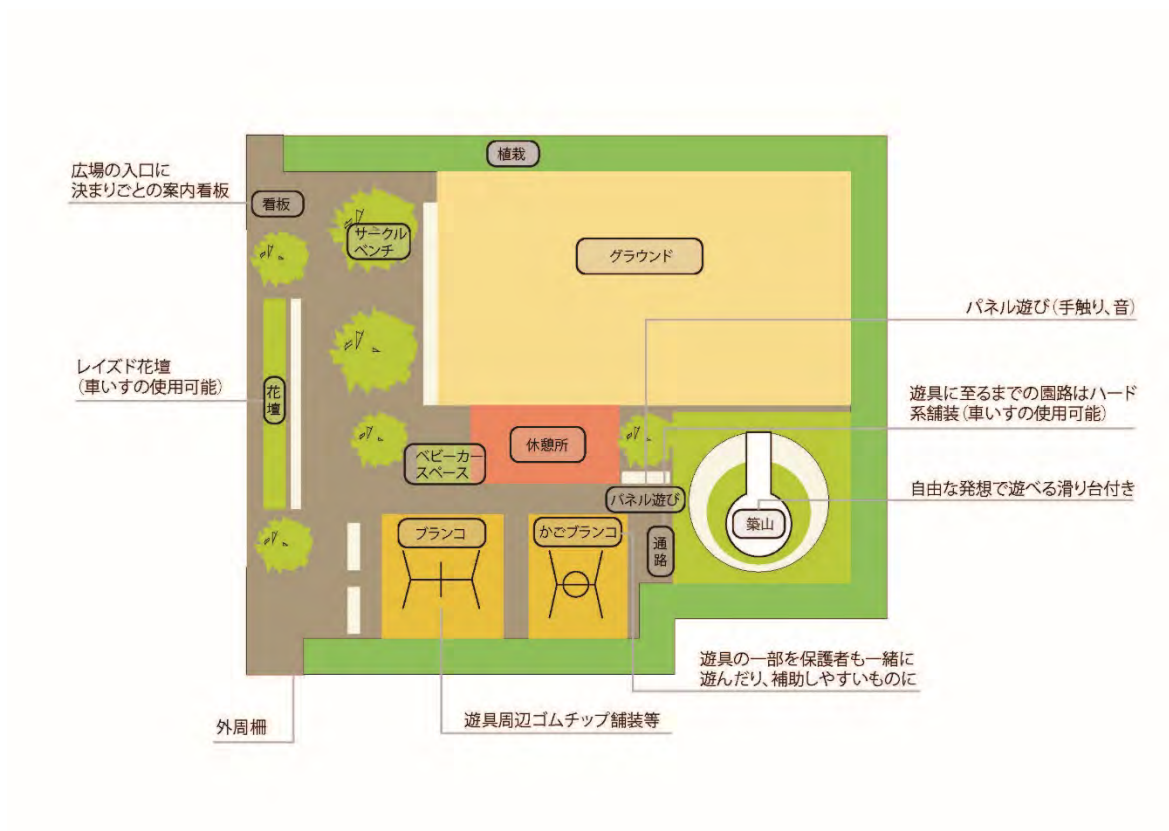
◆情報環境

- ・入口の目にとまりやすい場所に、広場の趣旨やゾーン分けなどを示したマップが設置されています。マップの記載内容は誰もがわかりやすい表記とするとともに、デザインは遊び心があるものとし、多様な特性をもつ子どもたちが様々な遊びを楽しむことができる広場をイメージできるものとなっています。
- ・遊び場には、必要に応じてルールや遊び方を可視化するサインが設置されています。特に、子どもが集まりやすい複合遊具などでは、ルールや遊び方などを可視化してトラブルになりにくい環境が作られています。
- ・保護者が集まりやすい休憩場所には、インクルーシブな子ども広場の考え方を伝える案内が設置されています。

◇身近な公園

(1, 000 m²程度の公園における整備をイメージ)

<イメージ図>



<イメージの解説>

◆遊びのゾーン

- ・子どもたちが自由な発想で遊べるように、自然的要素も含めて遊びの種類を複数取り入れるとともに、保護者の介助を容易にするため、保護者も一緒に遊んだり、補助しやすいものとなっています。
- ・遊びのペースによって、遊び場が選択できるように、遊び場が縦横に長く配置され、各遊びが分散配置されています。
- ・誰もが花に親しめるように、レイズド花壇（車いすでも利用可能な立ち上がり式の花壇）が設置されています。

◆アクセス

- ・遊び場や各施設をつなぐ園路は、車いすの走行性に適応した脱色アスファルト舗装などのハード系舗装がなされています。
- ・全方位を見守ることができるように、公園の中央に休憩所やベンチが配置されています。
- ・休憩所の側にベビーカー置き場が配置されています。

◆安全性

- ・遊具の周辺は落下衝撃の吸収性と車いすの走行性を兼ねたクッション性の高い舗装がなされています。
- ・公園の面積が小さいため、遊び場の囲いは公園の外周柵が兼ねています。

◆情報環境

- ・公園の入り口に案内板が設置され、誰でも楽しく遊べる公園ということがわかるようなサイン表示がなされています。また、周辺の公園の遊具を紹介するなど、広域から利用者が遊び場を選択することができる工夫も行われています。

2 手順

通常、新たに公園を計画・設計する際には、基本構想、基本計画、基本設計、実施設計の手順で行い、新たな公園においてインクルーシブな子ども広場を整備する場合でも同様の手順となりますが、ここでは、既存の公園の再整備にあたってインクルーシブな子ども広場を整備する際に特に必要な検討事項について記載します。

なお、新たな公園においてインクルーシブな子ども広場を整備する場合にも、通常の手順に加え、本指針を参考に計画・設計を行うこととします。

また、(3) ゾーニング・動線計画 や(4) 遊具・施設選定・計画図の作成などの、具体的な整備内容の決定段階においては、一般的な公園と同様に、ユニバーサルデザインの観点から、下記の基準に沿った検討を行うとともに、本指針第Ⅳ章にて示す整備における配慮事項を加味した整備を行うこととします。

- ・『都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン』国土交通省
- ・『都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）』国土交通省
- ・『遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014』（一社）日本公園施設業協会
- ・『福岡市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル（改訂版 2020）』福岡市
- ・『認知症の人にもやさしいデザインの手引き』福岡市 など

(1) 現況調査・敷地分析

①上位計画・関連計画等の把握

整備する公園の上位計画、関連計画等を把握する。

②公園の外部及び内部条件の把握・分析

自然条件、社会条件、人文条件、施設条件、その他の条件を把握し、整備にあたっての条件、課題等を整理する。なお、課題整理にあたっては、日常的に公園を利用する地域住民とよく協議を行うほか、近隣に特別支援学校や放課後デイサービスが存在するなど、地域特有の特に配慮すべき利用者の利用が見込まれる場合は、合わせて意見を伺いながら検討を進めることが望ましい。

（自然条件）地形、植生、生物、風、日照、排水、土壌など

（社会条件）人口、土地利用、地域特性、交通、周辺施設など

特に、保育園、幼稚園、小学校、特別支援学校・支援学級、療育センター、放課後デイサービス、その他福祉施設、外国人居住人口など

（人文条件）文化財、レクリエーション、スポーツなど

（施設条件）既存施設状況、遊具劣化状況、利用状況、設置年など

（その他）地域要望など

(2) 基本方針の検討と設定

現況調査・敷地分析を踏まえて、表3「大規模な公園及び身近な公園における整備項目」の必須項目や推奨項目を考慮しながら、広場の規模、特色、特に配慮すべき利用者、アクセシビリティの改善、追加整備が必要な施設等、概ねの整備の方針を設定する。

なお、再整備の場合、広場の規模は既存の遊具広場と同等程度が基本となるが、公園全体の中で柔軟に検討する。

(3) ゾーニング・動線計画

設定した方針に沿って、表3整備項目の必須項目を含め、ゾーニング・動線計画を検討する。

(4) 遊び・施設の選定、計画図の作成

表3「大規模な公園及び身近な公園における整備項目」の必須項目の遊び及び施設を選定・検討しながら計画図を作成する。また必要に応じて推奨項目についても導入を検討する。なお、遊びや施設の選定、計画図の作成にあたっては、第Ⅳ章の整備における配慮事項を加味する。

(5) 工事費の算出

計画図に基づいて工事費を算出する。

IV. 整備における配慮事項

1 遊び・周辺施設整備の基本的考え方

インクルーシブな子ども広場の整備にあたっては、第Ⅱ章で示した6つの構成要件を踏まえて整備を行う必要があります。また、インクルーシブな子ども広場は特に配慮すべき利用者だけではなく、誰でもが利用できる広場を目指していることから、多様な利用者が利用するために、幅を持った選択肢のある遊びを提供し、多様な施設を準備するための様々な配慮を行う必要があります。

本章では、6つの構成要件別に、提供すべき遊びや整備すべき施設を示します。（図7）また、各構成要件において、考慮すべき**共通配慮事項**を示すとともに、提供すべき遊びや整備すべき施設ごとに、整備にあたっての**個別配慮事項**を示しました。

整備にあたっては、既存の基準とともに、これらの共通配慮事項及び個別配慮事項を可能な限り満たすような整備を行います。なお、本章において「情報環境」についてはハード面における配慮事項を記載するものとし、ソフト面における配慮事項は第Ⅴ章にて記載を行います。

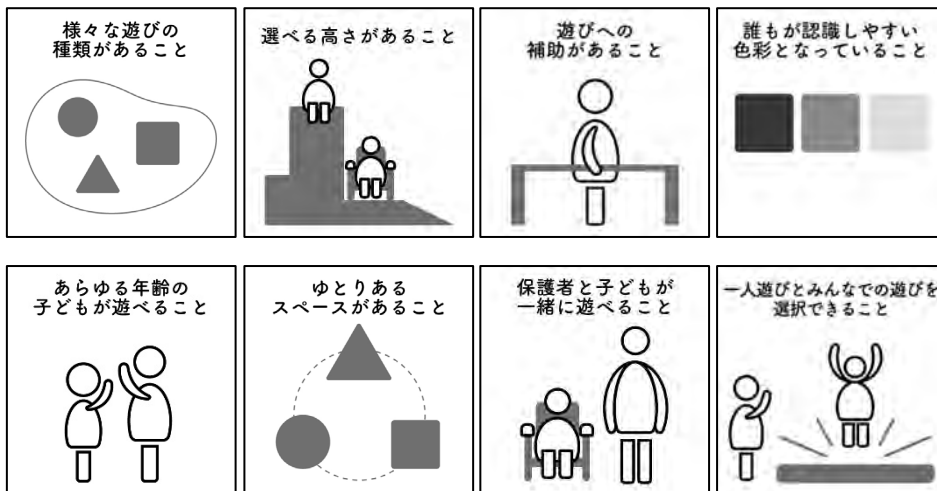
図7 6つの構成要件と構成要件毎の提供すべき遊びや整備すべき施設

遊びに関する事項 多様な遊びがインクルーシブな視点で構成されていること	周辺施設に関する事項 遊び場の周辺施設がインクルーシブな視点で構成されていること
1 身体的遊びに関する事項 身体的な自由遊び（遊具などによる体を使った遊び）	4 アクセスに関する事項 自宅から遊び、帰宅までのアクセスへの配慮があること
1-1 すべる遊び 1-2 揺れる遊び 1-3 回る遊び 1-4 跳ねる遊び 1-5 登る遊び 1-6 投げる遊び 1-7 走る遊び 1-8 バランス遊び	4-1 駐車場 4-2 園路 4-3 休憩所（ベンチ・屋外卓・東屋） 4-4 ベビーカー置き場 4-5 バリアフリートイレ 4-6 水飲み場・手洗い場・自動販売機
2 精神・情緒的遊びに関する事項 感覚的な自由遊び（自然や水などによる遊びづくり）	5 安全性に関する事項 安全への配慮が多様な利用者の視点でなされていること
2-1 砂遊び 2-2 水遊び 2-3 音を楽しむ遊び 2-4 手触りや足の感覚を楽しむ遊び 2-5 形を楽しむ遊び 2-6 ひっそりとした空間を楽しむ・落ち着く遊び 2-7 自然と触れ合う遊び	5-1 遊具周辺の舗装 5-2 遊び場の囲い 5-3 管理事務所
3 社会的遊びに関する事項 多様な子どもや保護者が参加しての集団遊び	6 情報環境に関する事項 開園後も持続的な情報発信があること
3-1 ごっこ遊び 3-2 地面や壁面の絵を使った遊び 3-3 スポーツや伝統的な集団遊び	6-1 園内マップ 6-2 広場入り口の看板 6-3 各遊具の看板

2 身体的遊びに関する配慮事項

身体的遊びとは、すべる、揺れる、回る、登る、跳ねる・飛ぶなどの様々な身体的動作を自由に組み合わせた遊びである。

身体的遊びについての共通配慮事項



□様々な遊びの種類があること

(飽きさせない工夫、遊びの豊かさの確保、探求心の向上、利用者に応じた難易度)

□選べる高さがあること

(肢体不自由や年齢差への対応、誰もが遊べる高さで挑戦遊びしたい高さ)

□遊びへの補助があること

(体幹が未発達な利用者への対応(手すり、スロープなど)、ずり這いでも遊べる、可能な限り誰もが自身の力で最も高い場所へ到達できる、誰もが操作可能)

□誰もが認識しやすい色彩となっていること

(明度や彩度の高い色の多用を避ける、床面と施設の色で明度差をつける)

※色覚過敏により原色が苦手、色覚障がいにより赤と緑の区別が困難等

□あらゆる年齢の子どもが遊べること

(実年齢と発達年齢に差がある利用者也利用できる)

□ゆとりあるスペースがあること

(遊び場や遊具内に様々な遊びのペースの利用者が同時に使用できる余裕がある)

□保護者と子どもと一緒に遊べること

(補助しやすい周囲のスペースの確保、補助者も一緒に使用可能な遊具)

□一人遊びとみんなでの遊びを選択できること

(ひとりや親子遊びから多人数遊びの選択、複数の遊具を分散配置)

身体的遊びについての個別配慮事項

(1) すべる遊び

<説明>

すべる遊びは、代表的な滑降系遊具（滑り台）のほかにも、複合系遊具（滑り台・登はん遊具・パネル遊具等の複合）の一部や、築山斜面を使った滑走部など様々な形態で公園内に存在する。



降り口の視界を確保し、安全性を高めたチューブ滑り台。



築山に設置した事例。階段を登らなくてもスロープで上まで行く事ができる。緩やかな角度で長く滑れるローラー滑り台。



幅広な滑り面。仲間や介助者と一緒に滑る事ができる。

<個別配慮事項>

□見通しがよいこと

- 保護者や子どもがお互いの動きを認識しやすい構造であること。
- チューブ状のスライダーは、降り口の手前から半円状に開いた形状のものや、半透明の素材のものなど、降り口周辺にいる子がお互いの動きを認識しやすい形状が良い。

□一般的な滑り面とともに緩やかな滑り面や幅広な滑り面があること

- 子どもの年齢や特性によっては、傾斜が急な滑り面では滑ることが難しいこともある。またすべり面の高さが低いことが保護者の保護のしやすさにもつながる。
- 幅広な滑り面を準備することで、様々な遊びのペースの子どもが同時に遊ぶことができるとともに、保護者も補助が行いやすい。

- 特に配慮すべき利用者が滑り面までたどり着きやすい工夫があること。
 - 視覚障がいの利用者を想定し、スロープ入口など等に滑り面への経路を示す点字表記や次の位置がわかりやすい手すりの配置を行うことが望ましい。
 - 車いすの移動がしやすいように、スロープ両側の立ち上がり部を確保する。
 - 可能な限り車いすのまま、すべり面までたどり着くような構造となっていることが望ましい。なお、車いすで滑り面までたどり着くことができず、一度車いすから降りて滑り面まで移動する必要がある場合は、スムーズに滑り台などへ乗り移れるよう、出発部の手前に一段高い移乗用プラットフォームを設けるなどの配慮を行う。
- 静電気への配慮がなされていること
 - 樹脂製品の静電気により、人工内耳の働きに支障をきたす場合があるため、製品の選定時には注意する。
- 滑り面の熱さへの配慮がなされていること
 - 夏場を中心に、滑り面が高温となるケースがあるため、滑り台の向きを北側にするなどできる限りの配慮をする。



車椅子からの乗り移りデッキを設け、車椅子利用者也遊びやすい配慮がなされている。

(2) 揺れる遊び

<説明>

揺れる遊びは、ブランコ、シーソー、スイング遊具、クッション系遊具など、ゆりかごの様な優しい揺れから上下動系、ダイナミックな揺れまで様々な揺れを体験できる遊具が存在する。なお、体幹が弱くブランコの揺れを楽しむことができない利用者でも、バスケット型やザル型であれば、ハンモックのような揺れる感覚を楽しむことができる。



通常のブランコと並列させてサポート型のシートを取り付けたブランコ。



ザル型のシートにより、自由な姿勢で複数人が一緒に遊べるブランコ。



車椅子のまま乗り込める大型のスイング遊具。

<個別配慮事項>

□様々な利用者が使える形状が多様に存在すること

○利用者の多様な体格や姿勢などに適応し、保護者が補助しやすい以下の遊具も一般的な遊具と合わせて用意することが望まれる。なお、複数人での利用が想定される遊具は、ブランコであれば吊り下げ部の支点を2点以上とするなど、安全対策に十分配慮すること。

- ・サポートシート型ブランコ（体幹が発達していない子、鎖を掴めない子も乗れる。幼児用や児童用など体形に合わせたシートが存在する）
- ・バケット型ブランコ（体幹が発達していない子、乳幼児も乗れる）
- ・ザル型ブランコ（寝そべって乗れる、保護者と一緒に乗れる）
- ・複数人用スイング遊具（保護者や他の子どもと一緒に乗れる）

□利用者や周囲の安全性を考慮した配置となっていること

○揺れる遊びの中でも、大きな動きを伴うものについては、広場の周辺部に配置することが望ましい。

○安全領域には外周柵を設置するが、車いすやベビーカーが安全にアプローチできるスペースを確保することが必要である。

(3) 回る遊び

<説明>

回る遊びは、水平方向に回転する遊具が存在する。乗る役割と回す役割と交代しながら遊ぶことで、遊びの中でコミュニケーションが生まれやすい。



自由な姿勢で乗る事が出来る回転遊具。乗る子と回す子でコミュニケーションも生まれる。



車椅子のまま乗る事が出来る回転遊具。



小型で場所を選ばずに設置できる回転遊具。

<個別配慮事項>

□様々な利用者が使える形状とすること

○車いすから移乗しやすい構造とすること。

□利用者や周囲の安全性が考慮されていること

○回転中の転落や子ども同士の衝突を避けるため、適度な回転速度で回る仕様や、周囲に十分なスペースの確保が必要である。

○周囲は十分に平坦な空間を確保すること。

○遊具の周囲が回す動きによる踏圧で窪みやすいため周辺舗装への配慮が必要。

○転倒などに備えて、遊具の周囲は衝撃吸収の舗装材で舗装する。

○年齢差に関わらず、多人数が同時に遊ぶことができることから、学年が上の子が回す場合に小さい子は過度に速く感じてしまうケースや、過剰な人数が同時に乗り込むことで、回転時に大きい子の体重が小さい子にかかってしまうケースなどが考えられる。遊び場で遊びの決まり事を示すことが望ましい。

(4) 跳ねる遊び

<説明>

跳ねる遊びは、遊具の反発力を利用して、子ども自身が飛び跳ねて楽しむ遊びでトランポリンやクッション系遊具などが存在する。



素材自体の反発を利用した遊具。反発の影響が周囲に及びにくい。



空気膜の反発を利用した遊具。斜面でバランスを取るなどの楽しさも味わえる。



ネットを利用した遊具。手でネットを掴んで登るなどの動きも楽しめる。

<個別配慮事項>

□様々な利用者が使える形状が多様に存在すること

○車いすから移乗しやすいように、外周部を一段高くしてプラットフォーム状にした製品や、車いすのまま使用できる製品があることが望ましい。

○一人だけで自由に遊べるような場所も準備されていることが望ましい。

□利用者や周囲の安全性が考慮されていること

○体格の大きい子や、活発な子が跳ねた反発力の影響で、体幹が備わっていない子や相対的に体格の小さい子がバランスを崩して転倒する危険性があるので、製品の選定や運営などに注意が必要。

○転倒などに備えて、遊具の周囲は衝撃吸収の舗装材で舗装する。

(5) 登る遊び

<説明>

登る遊びは、ロープ遊具やボルダリング系遊具などが存在する。また、関連する遊びとして鉄棒や雲梯などのぶらさがる遊びがある。



自然の岩を模した遊具。冒険心や挑戦心を育む。



丘に登る楽しさと、遊具に登る楽しさが味わえる斜面に設置したクライミング遊具。

<個別配慮事項>

□様々な利用者が使える形状が多様に存在すること

○ロープ遊具やボルダリング系遊具などは、肢体不自由の利用者は全体の利用は困難であるが、高さが低い部分は車椅子などでもアクセスできる箇所をつくるなどの対応を検討することが望ましい。

○落下などに備えて、遊具の周囲は衝撃を吸収する弾性の舗装を行う。

(6) 投げる遊び

<説明>

投げる遊びは、グラウンドや芝生などの一定面積の広場空間を中心に、ボールやフリスビーなどを投げる遊びである。また、関連する遊びとしてボールなどを蹴る遊びがある。



<個別配慮事項>

☐ 周囲の安全性が考慮されていること

○他の利用者への影響が出やすい遊びである。わかりやすい決まり事を遊び場内に掲出する、小さい子どもが遊ぶエリアから離して配置するなどの配慮が望ましい。

(7) 走る遊び

<説明>

走る遊びは、広場空間や傾斜面などにおいて走り回る遊びである。また、関連する遊びとして、築山の傾斜などの起伏を使って自由に上り下りすることや、利用者の年齢や特性によっては、ずり這いを楽しむことも含まれる。



<個別配慮事項>

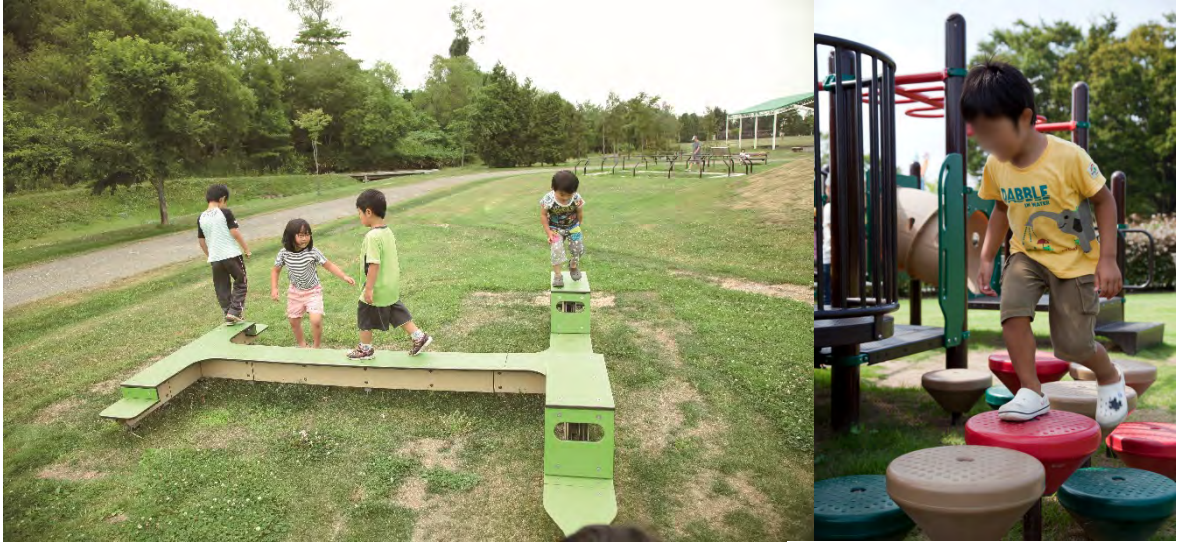
☐ 様々な利用者が使える形状が多様に存在すること

○芝生広場や築山の傾斜への張芝など、小さい子どもや肢体不自由の利用者でもずり這いでも楽しめるような配慮が望ましい。

(8) バランス遊び

<説明>

バランス遊びは、平均台や丸太渡りなどの上で、バランスをとったり移動したりする遊びである。



平均台的な遊具はバランス遊びだけでなく、向き合った子とジャンケンをするなど様々な交流も生まれる。

飛び石を渡る様な遊びは、遊具だけでなく丸太や石など、自然界に存在する物を利用することも可能。

<個別配慮事項>

□様々な利用者が使える形状とすること

○肢体不自由の利用者など、使用が困難なケースも多いが、極力利用しやすいように、保護者のサポートがしやすいような形状や、地上からの高さを抑えた配置などを検討する。

□利用者や周囲の安全性が考慮されていること

○平均台などは高さが低い遊具なので、つまづきを防止するために、視認性を高めるような色使いとする。

○落下などに備えて、遊具の周囲は衝撃吸収の舗装材で舗装する。

3 精神・情緒的遊びに関する配慮事項

精神・情緒的遊びとは、視覚・聴覚・触覚・嗅覚・味覚といったすべての感覚が含まれる自由遊びである。

精神・情緒的遊びについての共通配慮事項



□様々な遊びの種類があること

(飽きさせない工夫、遊びの豊かさの確保、探求心の向上、利用者に応じた難易度)

□様々な五感への刺激があること

(色使いや配色のルール、音色や音量、触り心地)

□感覚の違いによるトラブルが避けられていること

(過度な外的刺激や音量としない、聴覚過敏や感覚過敏に配慮した周辺配置)

□遊びへの補助があること

(誰もが使用可能)

□誰もが認識しやすい色彩となっていること

(明度や彩度の高い色の多用を避ける、床面と施設の色で明度差をつける)

※色覚過敏により原色が苦手、色覚障がいにより赤と緑の区別が困難等

□あらゆる年齢の子どもが遊べること

(実年齢と発達年齢に差がある利用者も利用できる)

□保護者と子どもと一緒に遊べること

(補助しやすい周囲のスペースの確保、補助者も一緒に使用可能な遊具)

□一人遊びとみんなでの遊びを選択できること

(ひとりや親子遊びから多人数遊びの選択、複数の遊具を分散配置)

□自然物と人工物の調和がとれていること

(人工物の周囲に自然要素が組み込まれている)

精神情緒的遊びについての個別配慮事項

(1) 砂遊び

<説明>

砂遊びは、遊具としては砂場を中心に行われるが、公園内の土舗装や植栽帯などの砂や土を使い様々な場所で行われる遊びである。砂の感触が子どもたちの感覚を刺激するとともに、特に遊び方に決まりのない砂遊びは子どもたちの想像力や創造力を高め、子どもの発達を促すことが期待される。



砂遊びは1人でも大勢でも、短時間でも長時間でも遊ぶことができる。



車椅子の子や、身長に差がある子同士が一緒に遊ぶ事が出来るよう、高さに幅を持たせた砂場。

<個別配慮事項>

□様々な利用者が使える形状とすること

- 砂場を設置する際は、車いす使用者も遊べるように、レイズド砂場やサントテーブルを設置することが望ましい。なお、これらの砂場は、利用者同士の遊びを促すため、地面の砂場と隣接させることが重要である。
- 車いす使用者が車いすから降りて砂場を楽しむことを想定する場合は、移乗用のプラットフォームやフラットな出入口を整備する。
- 動物除けの柵を設置する場合などは、車椅子の動線上にも可動式の柵（扉）を設置する。もしくは、柵外に隣接してレイズド砂場等を配置する。

□利用者や周囲の安全性が考慮されていること

- 四角形の砂場枠は転倒などの安全面を考慮して周辺を軟性素材で覆うなどの対策を行う。

□砂遊び後に手洗い等ができること

- 一般の利用者だけでなく、呼吸器に不安がある利用者なども遊びやすいように砂遊びが想定される場所に近接して手洗い場やトイレが存在することが望ましい。

(2) 水遊び

<説明>

水遊びは、直接水を触ることができるじゃぶじゃぶ池や遊水路、噴水といった施設や水を感じることができる噴霧などにより遊ぶことができる。体温調節が難しい利用者にとっては、夏場の貴重な遊びとなりうる。



水遊びは、暑い夏でも全力で遊ぶ事が出来る数少ない遊びである。



ミストクーラーは体温調節など様々な用途で使用する事ができる。

<個別配慮事項>

□様々な利用者が使える形状とすること

○だれもが水に触れられるようなテーブルの設置や、車いすやベビーカーでも水に近づくことができるような形状を検討する。

○非常に人気の高い遊び場であるので、集団に混ざっての遊びが苦手な利用者が一人で集中して遊ぶこともできるように分散配置を検討する。

□利用者や周囲の安全性が考慮されていること

○一般の子どもだけでなく、体幹が弱い子どもの利用も考慮して、地表面は濡れても滑りにくい舗装材とする。

□利用後に身支度が整えやすいこと

○遊び場に近接してベンチや東屋があることが望ましい。

(3) 音を楽しむ遊び

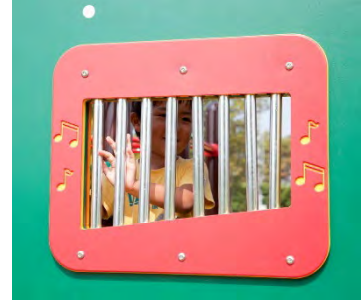
音を楽しむ遊びは、楽器を模した遊具、人の声を伝える伝声管、回すことで内容物が音を出すものなどの多様な遊具により、聴覚を刺激する遊びである。視覚障がいのある利用者も他の子と同様に楽しむことができるほか、肢体不自由などで身体的に活発に動くことが困難な子も楽しめる。



鉄琴の様な演奏が出来る楽器遊具。



鐘の音が楽しめるパネル遊具。



ハープの様な音階が楽しめるパネル遊具。

<個別配慮事項>

□様々な利用者が楽しく遊べる形状や配置とすること

- 集中して音を楽しむことができるように、他の遊びがある場所からは一定の距離をおいて配置することが望ましい。
- 金属が擦れるような音を嫌う聴覚過敏の子もいるため、音の種類に注意するほか、可能であれば多様な音を準備することが望ましい。
- 伝声管を配置する場合や、楽器を模した遊具を複数配置する場合は、利用者同士が楽しめるような配置とする。
- 回して音が出る遊具は、聴覚障がいのある利用者も楽しめるように、内容物が見えるような形状がよい。

□周辺環境への影響が考慮されていること

- 利用者が落ち着くことができる遊び場や休憩所、周辺の民家などからは距離を置いた配置とすること。

(4) 手触りや足の感覚を楽しむ遊び

<説明>

手触りや足の感覚を楽しむ遊びは、パネル遊具などによりパズルや回転などの指先での操作を楽しむものや、ゲーム性がある遊具、足つぼを刺激する遊具など多様な遊具により、触覚中心に楽しむ遊具である。



透明な色付きパネルを通した光の色を楽しむパネル遊具。

歯車を回す操作と、動く様子を視覚的に楽しめるパネル遊具。隣には鏡のパネルが設置されている

足ツボを刺激する小径。遊具ではないが、様々な感覚刺激は子どもの関心をそそる。

<個別配慮事項>

□様々な利用者が楽しく遊べる形状や配置とすること

- 光や色を取り入れた遊びや音や動きを取り入れた遊びなど、様々な利用者の好みや特性に沿うことができるように、また一部の要素が知覚できなくとも楽しめるように多様な要素を準備することが望ましい。
- 利用者の特性によっては、特に気に入ったものを長時間使用することもあるため、一人で集中して遊ぶこともできるように分散配置を検討する。
- パネル遊具の場合は、車いすでも使用可能な高さに配置する。

(5) 形を楽しむ遊び

<説明>

形を楽しむ遊びは、愛着を感じる姿かたちの遊具や芸術的な感性を刺激するモニュメントなどである。



首飾りを付けるなど、市民から愛されているキツネのモニュメント。



砂場を砂浜に見立てた造形物。ベンチにもなっている。

<個別配慮事項>

□様々な利用者が楽しく遊べる形状や配置とすること

○視覚だけでなく触覚でも楽しめるように、立体的で特徴的な形であることが望ましい。

○車いすでも触れることができる位置まで寄り付ける配置とすること。

(6) ひっそりとした空間を楽しむ・落ち着く遊び

<説明>

ひっそりとした空間を楽しむ遊びや落ち着く遊びは、慣れない遊び場や多数の利用者がいることに対してのストレスで高ぶった気持ちを静めるためのクールダウンスペースにおける遊びであり、家型やドーム型などの専用のスペースや滑り台の下部、自然に囲まれた空間など、様々な場所が利用される。

特に聴覚・視覚など感覚過敏のある利用者や自閉傾向の利用者にとっては、カムダウンやクールダウンが可能なスペースの存在は重要である。



クールダウン用のシェルターだが、上に登るなどの遊びも楽しめる遊具

滑り台の様な斜面の下で、落ち着いた雰囲気を楽しむ空間。

<個別配慮事項>

□様々な利用者が安心して使える形状や配置とすること

- 高ぶった気持ちのまま遊び場から離脱してしまうことが無いように遊び場近辺に配置する。
- 音を楽しむ遊びや多くの利用者が想定される遊びなどの賑やかな空間から少し離れた場所に設置することが望ましい。一方で、動的なゾーンでも必要になることが想定されるので、滑り台やデッキ下部などのスペースを利用した製品の採用や、動的なゾーン近辺への植栽の配置なども合わせて検討する。
- 遮蔽面積が広いと視認性が悪くなり、内外の様子がうかがえなくなるので3方向程度を遮蔽するか、視認性を確保する。
- 樹木や地被類、芝生などを配置された、自然と触れ合う遊び（(7)参照）ができる場所も居心地の良い場所になり得るため、合わせて検討する。
- 家型やドーム型などの製品にて空間を準備する場合は、特に配慮すべき利用者には、距離感の認識が難しいこともあるため、低い入り口や狭い入口を設ける際は、軟性素材で覆うなどの対策を検討する。

(7) 自然と触れ合う遊び

<説明>

自然と触れ合う遊びは、公園内に配置された高木・中低木・地被類・芝生・花壇の草花はもちろん園内にて伸長した雑草をはじめ、昆虫、鳥を含めた動植物そのものやその営みに触れる遊びである。自然と触れ合う遊びは五感を多様な形で刺激することから、特に配慮すべき利用者の心身の発達に高い効果が期待できる。



花壇の管理などは、植物に触れる機会だけでなく、人との関りを生むきっかけの場にもなる。

自然に触れる事は、様々な感覚刺激を楽しめるだけでなく、命の大切さなど多くの事を学ばせかけともなる。

<個別配慮事項>

□様々な利用者が多様な自然を感じることができるようにすること

○植栽帯や花壇は、車いすでも植物などが楽しめるように、立ち上がってつくられた花壇（レイズド花壇）などの整備も合わせて検討すること。

○四季ごとに様々な体験ができるように、常緑樹や落葉樹、多様な季節に花や実をつけるものなど、多様な植物を配置する。

○面積規模の大きい公園においては樹林地を配置するなど、昆虫や鳥などの多様な生物を呼び込む仕掛けを検討する。

○触覚を刺激する植物や嗅覚を刺激する植物など、視覚障がいや肢体不自由などの特に配慮すべき利用者も楽しめるような植物の植栽を検討する。一方で、強い匂いを苦手とする利用者もいることから、偏った特性の植物を配置することの無いよう注意する。

□周辺環境への影響が考慮されていること

○植物のつける花や実や落ち葉の飛散、伸長した枝葉の越境、発生した昆虫類の飛来などを極力避けるため、周辺の民家などからは可能な限り距離を置いた配置を検討すること。

4 社会的遊びに関する配慮事項

社会的遊びとは、利用者の交流によって生まれる集団遊びである。特に配慮すべき利用者や一般の利用者の交流や、子と保護者の交流、保護者同士の交流なども含まれる。

社会的遊びについての共通配慮事項



☐ 交流が生まれやすい仕様や環境となっていること

(多様な難易度、自由なルール設定が可能)

☐ 一人からみんなまで遊ぶことができること

(一人遊びに偶然居合わせた利用者が参加することで社会的環境を形成)

☐ 遊びへの補助があること

(直感的に理解しやすい内容、誰もが使用可能)

☐ 誰もが認識しやすい色彩となっていること

(明度や彩度の高い色の多用を避ける、床面と施設の色で明度差をつける)

※色覚過敏により原色が苦手、色覚障がいにより赤と緑の区別が困難等

☐ 保護者と子どもが一緒に遊べること

(補助しやすい周囲のスペースの確保、補助者も一緒に使用可能)

社会的遊びについての個別配慮事項

(1) ごっこ遊び

<説明>

ごっこ遊びは、ままごとなどを促すプレイハウスやパネル遊具を用いた遊びから、身体的遊びや精神情緒的遊びを想定して作られた遊具を使つての遊び、自然環境での遊びなど、様々な空間で行うことができる遊びである。



ごっこ遊びは自然の素材など様々な物が遊びの道具となる。
また、人とのコミュニケーションを学ぶ機会にもなる。

<個別配慮事項>

□ 自由な創作遊びに繋がる形状や配置とすること

○ 砂遊びや自然環境などの精神情緒的な遊びと親和性が高いため、プレイハウスやパネル遊具など施設を設置する場合は、近接した配置を検討する。

(2) 地面や壁面の絵を使った遊び

<説明>

地面や壁面の絵を使った遊びは、舗装・施設や遊具の壁面・看板などの平面や立面を対象に描かれた絵を用いた遊びである。



公園に設置された「らくがき広場」
子どもが地面に自由にチョークで
落書きができる。

<個別配慮事項>

□様々な遊びに繋がる形状や配置とすること

- けんけんばなど、誰もが参加しやすい簡易な遊びを配置する。
- 特定の遊び方を示唆するものだけでなく、不規則に並ぶ図形や動物の絵など、子どもたちの自由な発想を刺激することを意識する。
- クロックポジションや点字（視覚障がい）、手話（聴覚障がい）、外国語など、特に配慮すべき利用者への理解や交流につながる仕掛けを検討する。

参考8: クロックポジション

視覚障がい者へ位置情報を伝える手段として、正面を12時とした時計盤に見立てた際に、目的地や対象物を時計の短針が指している時間で表現する方法。

視覚に障がいがない利用者は、あっち・こっちなどの視覚情報を前提とした指示代名詞にて位置情報を伝えがちであるが、視覚障がいのある利用者と遊ぶ際には、クロックポジションや左右といった、視覚に頼らずとも位置関係のわかる表現を使うことが必要であることを、子どもにもわかるように伝える必要がある。

(3) スポーツや伝統的な集団遊び

<説明>

スポーツや伝統的な集団遊びは、グラウンドや芝生などの一定面積の広場空間を中心に行われる、ボールなどを用いたスポーツや、かくれんぼや鬼ごっこ、だるまさんがころんだなどの昔遊びである。



伝統的な遊びは、親から子へ、年長児から年少児へと受け継がれる世代を超えた遊びである。また、地域特有の遊びなど、自分の育つ地域を知るための学びともなる。

<個別配慮事項>

☐ 自由な創作遊びに繋がる配置とすること

○様々な遊びを同時に受け入れることも可能な十分な面積の広場があることが望ましい。

○小面積のスペースも含めて、多様な空地が複数個所存在することが望ましい。

☐ 様々な利用者が安心して使えること

○土のグラウンドだけでは、気管支が弱い利用者は遊ぶことが困難となるため、注意が必要。

5 アクセスに関する配慮事項

アクセスとは、利用者が遊び場に物理的・心理的にアクセス可能とするための取り組みである。特に配慮すべき利用者にとってのバリアフリーの観点や、子育てをするあらゆる保護者への配慮など、あらゆる利用者が可能な限り日常生活の延長として遊び場に到達し、安心して過ごした帰路につくことができるような施設整備を行う。

アクセスについての共通配慮事項



□特性に応じた補助があること

(様々な高さへの対応、体幹支え、肘掛け、移乗スペース、手すり)

□誰もが認識しやすい色彩が施設の目的ごとに配色されていること

(すべての利用者に寄り添う色彩、色分けによる利用者誘導や空間構成の提示)

□子ども連れの保護者が利用しやすいこと

(多様な年代や特性の子どもに対応、遊び場に対応した配置)

□特に配慮すべき利用者が気兼ねなく利用できること

(自分の意志で利用や選択ができる、利用を躊躇しない十分なスペースや基数)

アクセスについての個別配慮事項

(1) 駐車場

<説明>

大規模な公園においてインクルーシブな子ども広場を整備する際など、利用者が徒歩圏外から来園することを想定する場合には、駐車場の整備が必要となる。



乗用車だけでなく、マイクロバス等も駐車できる大型の駐車場。



車いす使用者用駐車スペースの余裕のある区画は、車から車椅子や装具を出し入れするのに便利。

<個別配慮事項>

□福祉車両等が利用できる十分なスペースが確保されていること

○車いす使用者用駐車スペースを複数箇所設けること。福岡市福祉のまちづくり条例の施設整備マニュアルにおいては、下記のとおり必要数が示されているが、インクルーシブな子ども広場は特に配慮すべき利用者の利用が多いことが想定されるため、さらに余裕をもった箇所数の設定が望ましい。

- ・（全駐車台数が 200 台以下） 必要数 $\geq$ 全駐車台数 $\times$ 1/50
- ・（全駐車台数が 200 台以上） 必要数 $\geq$ 全駐車台数 $\times$ 1/100+2

○車いす使用者のみならず、ベビーカーやバギーの利用者の活用も見込まれるため、駐車スペースと車体後方の安全路との間に乗降用のスペースを確保した箇所も設けることが望ましい。また、駐車スペースの横幅も可能な限り広めに確保されることが望ましい。

□公園内の配置について考慮されていること

○特に配慮すべき利用者には、一般の利用者より移動に労力を要する場合があるため、可能な限りインクルーシブな子ども広場に近い位置への配置を検討する。

□特に配慮すべき利用者が気兼ねなく利用できること

○車いす使用者用駐車スペースについては、路面表示と合わせて立て看板等により、一般の方が誤って使用することの無いよう配慮を行うことが望ましい。

(2) 園路

<説明>

公園の出入口や駐車場からインクルーシブな子ども広場に到達するための園路である。アスファルト系・石張り・インターロッキング・土など多様な舗装材が用いられるほか、側溝や雨水枡などの排水施設が併設されることも多い。



ジョギングや散歩など、園路は多世代が利用する事ができる施設となる。



車椅子の走行性を考慮し、段差など障壁となる部分は取り除く。

<個別配慮事項>

□誰もが移動しやすいような動線が確保されていること

○車いすやベビーカー、バギーなどが容易に通行できる十分な幅員を確保するとともに、歩行性に配慮したハード系の舗装材とする。

(十分な幅員の例)

- ・人と車いす使用者がすれ違うことができる幅員 1 5 0 cm
- ・車いす使用者同士がすれ違うことのできる幅員 1 8 0 cm

○バギー等は小さな段差でも乗り越えることが困難な場合もあるため、駐車場からの園路への乗入部などの段差は設けない。

○石張りやインターロッキングなどの凹凸が発生する舗装は、車いす使用者への振動や視覚障がい者の白状のひっかりなどの懸念があるため、意匠面からやむを必要な場合のみ採用することとし、基本的に主要動線には採用しないこととする。

□遊び場までのルートが複数あること

○ゆったりと遊び場に向かうコースとショートカットコースなど、利用者の目的や特性に応じて選択できる複数のルートが存在することが望ましい。

(3) 休憩所（ベンチ・屋外卓・東屋）

<説明>

休憩所は、ベンチや屋外卓、スツール、屋根付きの東屋、パーゴラなど、利用者全般の休憩場所として用いられる他、保護者が子どもの見守りを行う際の待機場所や、利用者同士の交流場所など様々な利用がなされる施設である。



気象条件によって屋根が開閉する日除け。



車椅子の走行性やアプローチを考慮した休憩所。

<個別配慮事項>

□様々な利用者が心地よく利用できること

- 夏場の暑さ対策として、木陰の活用や屋根の整備を行うことが望ましい。
- ベンチの配置だけでなく、一定数テーブルも合わせた配置を行うことが望ましい。なお、テーブルは車いすでも利用可能な仕様とすること。
- ベンチは車いすやベビーカーなども横に並ぶことができる配置とすることなど、一緒に休むことができる配置とすること。

□公園内の配置について考慮されていること

- 遊び場近くの子どもの見守り場や、公園の出入口や駐車場から遊び場までの経路での休憩場所など、多様な目的に沿った休憩場所を複数設置すること。
- 遊び場に設置する休憩所は、全方位の見守りが可能となる遊び場の中心付近に配置することが望ましい。

(4) ベビーカー・自転車置き場

遊び場近辺には、保護者が子どもを連れてくるために使用した多数のベビーカーや自転車、バギーなどが、一時的に置かれることが多く、そのスペース確保が必要となる場合がある。



「ベビーカー置き場」のサイン板。

<個別配慮事項>

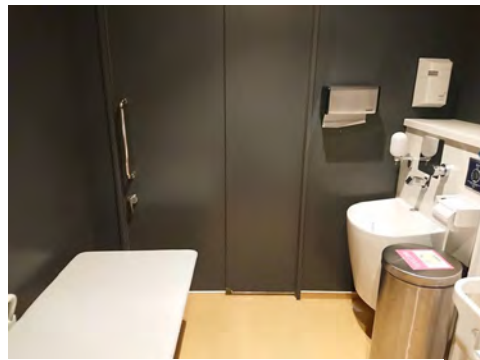
□配置の必要性や場所について考慮されていること

- ベビーカー置き場のための専用のスペースを設けることは、効果的な広場利用の妨げにもつながるため、多数の利用者が想定される広場を整備する際にのみ配置を検討すること。
- ベビーカー置き場は、案内板を設け、舗装の色で区分するなどを検討すること。柵を設けるなど利用形態を制限する整備は望ましくない。
- 整備を行う場合は広場の入口近辺とするが、多数の駐輪があっても広場の出入りを妨げない配置とすること。

(5) バリアフリーストイレ

<説明>

子どもが安心して遊ぶことができる広場とするためには、誰もが利用できるトイレの存在は非常に重要である。また、特に配慮すべき利用者においては、おむつ替えや医療的ケアなど屋内での対応が定期的に必要な場合や、異性の介助者と共に利用するケースなど様々な特性に応じた利用形態が存在し、バリアフリーストイレ(参考8)の存在は欠かすことができない。



大型ベッドやオストメイト設備、ベビーチェアなどが設置されたバリアフリーストイレの室内

<個別配慮事項>

□誰もが使いやすい仕様であること

- トイレの外観や内装を誰でも認識しやすい色彩とすること。
- 個室の戸にて表示する使用可否は、色だけでなく文字でも表示することが望ましい。
- 大きめのピクトグラムや音声案内など、特に配慮すべき利用者も目的とするトイレへたどり着きやすい工夫を行う。
- 保護者と子どもが同時に利用することが想定される個室は、子どもが勝手に鍵を開けてしまわないように、2つ目の鍵を設置することが望ましい。
- 視覚障がいのある利用者の使用が想定される屋内空間においては、音声案内により室内の施設配置を伝えることが望ましい。
- 車いすやバギーでの利用が想定される屋内空間においては、サイズの大きい車いす等が 360° 回転できるように、最低でも直径 180 cm の円が内接できるスペースを設けるとともに、便器やベッド等への移乗や介護者との入室も加味した余裕あるスペースの確保を行う。
- 子ども用おむつ台やオストメイト対応施設、大型ベッドの整備を行うこと。

□特に配慮すべき利用者が気兼ねなく利用できること

○一般的な多目的トイレは、一般の利用者も乳幼児のおむつ交換などで利用することが想定されるが、特に配慮すべき利用者は、医療的ケアが必要な利用者や体温調整が苦手な利用者の使用、身体が大きくなった知的障がいのある子どもと保護者がともに利用する場合など、男女別の一般的なトイレは使用が困難であるケースも多いため、特に配慮すべき利用者が利用しやすいように、男女共用のバリアフリートイレを可能な限り複数箇所用意する。

○バリアフリートイレは、特に配慮すべき利用者を対象に設置されたものであることを明確に示すために、便房内の施設をピクトグラムで明示するとともに、一般の利用者の不適正利用を防ぐような案内を行うことが望ましい。

○バリアフリートイレの混雑をさけるために、上記に加えて、乳幼児用設備やオストメイト対応設備を男女別の一般的なトイレ内にも設置し、一般的な多目的トイレの機能の一部を分散配置する対応を行うことが望ましい。

□公園内の配置について考慮されていること

○特に配慮すべき利用者には、一般の利用者より移動に労力を要する場合があるため、可能な限りインクルーシブな子ども広場に近い位置への配置を検討する。

参考9: バリアフリートイレとは

従来多機能トイレや多目的トイレなどと呼ばれていたトイレについて、本来必要のない人によって使用されてしまうことで、当該トイレしか使えない利用者に不便が生じてしまう問題が発生していたため、令和2年のバリアフリー法の改正に伴い、関連指針等でバリアフリートイレへ表記が改められたもの。

既存の多機能トイレ等の混雑は、乳幼児連れ・オストメイトなどの機能を使いたい人などが増加したことと合わせて、複数の機能が一つのトイレに集中していたことも要因であった。この問題に対応するために、より一層のバリアフリートイレの整備に加えて、一般便房に乳幼児用設備やオストメイト対応設備を設置するなど、これまでの多機能トイレ等が担ってきた機能の一部を一般便房へ分散させることや、一般便房内のこれらの設備を案内することも重要であることが「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」においても示されている。

(6) 水飲み場・手洗い場・自動販売機

<説明>

水飲み場や手洗い場は、利用者が衛生的に遊び場を使うための施設であるとともに、水分補給や水遊びの提供など、様々な用途がある。また、熱中症予防のために水分補給の重要性が高まる中、公園における自動販売機の重要性も高まっている。



ユニバーサルデザインの水飲み・手洗い場。



公園に設置された自動販売機。

<個別配慮事項>

□誰もが使いやすい仕様であること

○身長の高い子どもや車いすなどでも使える構造とすること。

○自動販売機は、車いす利用者も利用できるような、最上段の商品に対応したボタンを低い位置で操作できるタイプの機器などの導入を積極的に検討する。

□公園内の配置について考慮されていること

○水遊び場や砂場の近辺など、特に汚れる遊びが想定される箇所の近辺や広場の出入口付近に整備すること。

6 安全性に関する配慮事項

安全性に関する配慮事項とは、利用者の安全を確保するために必要な事項である。特に配慮すべき利用者は、子どもの遊びにおいて、保護者による補助・保護が前提となることも多いため、保護者の保護を支援するように遊び場の施設や配置を配慮する必要がある。また、年齢や特性、障がいの有無などの違いにより遊びのペースが異なる子どもたちが、それぞれ安全に遊べるよう配慮する必要もある。

また、管理事務所がある公園については、緊急時の対応を行う施設として適切な対応ができるよう、日頃より備えておくことが必要である。

安全性についての共通配慮事項


☐ 保護者が子どもを保護しやすいこと

(遊び場の囲い等で保護者の保護が支援されている)

☐ 不慮の事態の影響が軽減されていること

(床面の安全性、ゾーニングの配慮)

☐ 緊急時対応があること

(急病時の対応、一時退避、緊急車両の寄り付き)

安全性についての個別配慮事項

(1) 遊具周辺の舗装

<説明>

身体的遊びを中心とした活発な遊びを行うエリアにおいては、小さい子どもや肢体不自由の利用者なども安心して遊ぶことができるように、遊具周辺の舗装について、衝撃を吸収する弾性舗装とするなどの特別な配慮を行うことが望ましい。



遊具エリアに施されたゴムチップ舗装。



人工芝の敷設により、衝撃吸収性だけでなく周囲の景観との調和を図った遊び場。

<個別配慮事項>

□様々な利用者が安心して遊べること

- 遊具周辺の舗装については、安全領域内（「遊具の安全に関する基準」に規定する範囲内）は落下衝撃の吸収性と車いす等の走行性を兼ね備えた素材を用いること。
- 相互の安全領域や出入口との間を結ぶ動線については、車いす等の走行性に適応できるものとする。
- 場所や動線を認識しやすい色（色彩や明暗差）となっていること。また、特に動線と遊具周辺の色は、弱視の利用者などが各遊具にたどり着きやすいように、色彩の区分に加えて、明暗差のある色分けとなっていることが望ましい。
- 舗装面がぬれている場合も滑りにくいものとする。
- 夏場の高温時を考慮し、可能な限り熱くなりにくい素材や色彩の選定を行うこと。

(2) 遊び場の囲い

<説明>

柵や植栽などにより遊び場の外周を囲うことで、保護者の見守りを支援するとともに、突発性のある利用者の飛び出しや、遊びのペースの異なる利用者の交錯やボールの飛来などを防止する効果が期待される。



柵によって囲われた遊び場。
出入口は数か所設けられている。

<個別配慮事項>

□様々な利用者が心地よく利用できること

○柵などで囲う場合は、高すぎず、目立たない素材や色彩とすること。

○植栽やベンチによる囲い、遊具の配置など、ゾーニングによる直接的な囲い込みでない手法も検討すること。

□様々な利用者が安心して遊べること

○囲いの出入口はできるだけ少なくし、見守りのしやすさと防犯に配慮した数（1～2 か所程度）とすること。

(3) 管理事務所

<説明>

大規模な公園においては、管理事務所が整備されているケースが多い。特に配慮すべき利用者に対応できるような施設やスタッフの配置が期待される。



公園の管理事務所。



利用者の認知度を高めるために設置されたサイン。

<個別配慮事項>

☐ 多様な設備が備えられていること

○トイレや授乳室、会議室など、多様な利用に対応できる施設が備わっていることが望ましい。

○急病時の対応ができるような設備（AED 等）が配備されていること。

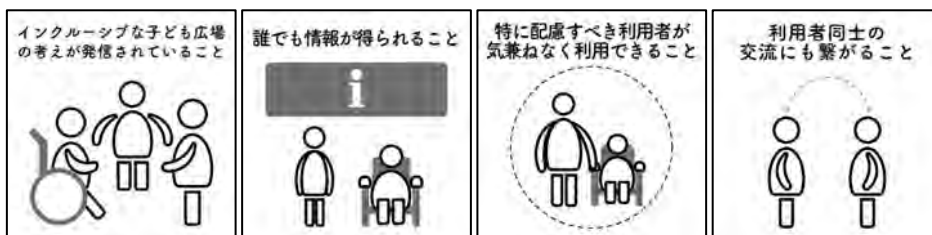
☐ 公園内の配置について考慮されていること

○管理事務所は広場に近い場所が望ましい。

7 情報環境に関する配慮事項

情報環境とは、現地におけるデザインやサインによって、遊び場を訪れやすい環境づくりを行うほか、遊ぶ上でのルールや遊び方を分かりやすく伝えるための環境整備である。また、「インクルーシブな子ども広場」の考え方について、あらゆる利用者に発信を続けるとともに、一般の利用者と特に配慮すべき利用者間の交流や同じ障がいに関わる利用者間の交流など、多様な関係性が生まれる環境作りも必要である。

情報環境についての共通配慮事項



☐ インクルーシブな子ども広場の考えが発信されていること

(遊び場の理念の継続的な発信)

☐ 誰でも情報が得られること

(やさしい日本語、点字、ピクトグラム、子どもから大人まで)

☐ 特に配慮すべき利用者が気兼ねなく利用できること

(立ち寄りやすいデザイン、遊びについての決まり事)

☐ 利用者同士の交流にも繋がること

(子ども同士・保護者同士の助け合い)

情報環境についての個別配慮事項

(1) 園内マップ

<説明>

園内に掲出される公園全体の案内板である。目的地となるインクルーシブな子ども広場の位置や、トイレや管理事務所などの、利用者が利用したい施設を確認するための施設である。



広い園内を案内する、矢印の付いた園内マップ。



ピクトグラムを掲示した園内マップ。

<個別配慮事項>

□様々な利用者が必要な情報を得やすいこと

○特に配慮すべき利用者の目的地となり得る施設（遊び場、駐車場、バリアフリートイレ、管理事務所など）を中心にピクトグラムで掲示するなど、視覚的にわかりやすい掲示を行う。

○視覚障がい者や外国人にも利用しやすいように、点字ややさしい日本語を用いた表記とする。

□公園内の配置について考慮されていること

○大規模な公園においては、可能な限りすべての出入口に園内マップを配置すること。

(2) 広場入口の看板

<説明>

遊び場の入口において、誰もが楽しく遊ぶことができる遊び場であることを伝えるとともに、インクルーシブな子ども広場の考え方を利用者に知っていただくための看板を設置する。また看板を含めた遊び場入り口のデザインについても検討する必要がある。



どんな遊びがあるか一目で把握できるサイン板。



親子が楽しく情報を得ることができる看板のイメージ
(©2022張彦芳)

<個別配慮事項>

□様々な利用者が必要な情報を得やすいこと

- 子どもから大人までわかりやすい表現や掲示高さとすること。もしくは、子ども向けの掲示物と保護者向けの掲示物を別個に設けること。
- 遊具や休養施設の配置について、クロックポジションにて記載があることが望ましい。(例：2時の方向にブランコがあるよ)

□様々な利用者が気軽に立ち寄れるようなデザインであること

- 車いす利用者や老若男女を示すイラストを掲示するなど、様々な利用者が利用することを前提に作られた場所がわかりやすく示されることで、特に配慮すべき利用者が気軽に立ち寄りやすい雰囲気を醸成することが望ましい。

□子ども同士や保護者同士の助け合いに繋がる情報があること

- 様々な特性の利用者がいることや、様々な特性についての情報をわかりやすく伝えること。
- 様々な特性の利用者が困っている際の声掛けの仕方や、順番待ちのルールが守れない子どもへの声掛けの仕方など、お互いの理解促進につながるような具体的な提案がなされていることが望ましい。

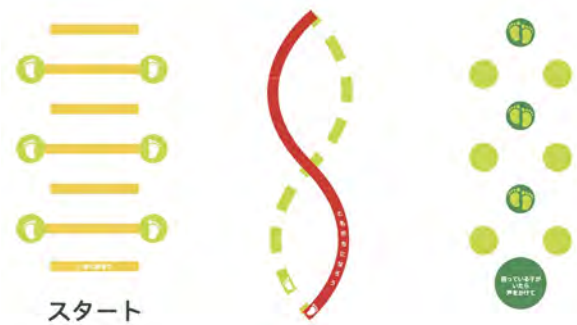
(3) 各遊具の看板

<説明>

遊具の設置においては、遊具の基本的な使い方や注意点、また基本的な決まり事についてわかりやすく記載した看板を設置する。遊具の看板は必ず設置しなければならないものではないが、多くの利用者が同時に利用することが想定される遊びや、順番待ちが発生することが想定される遊びについては、設置を行うことが望ましい。



遊具ごとに設置されたサイン板。



遊び方を説明すると同時に「待つ・譲りあう」ことを促すデザインのイメージ (©2022張彦芳)

<個別配慮事項>

□様々な利用者が必要な情報を得やすいこと

○特に子どもが見る機会が多くなることから、表示内容は簡易な表現で、表示高さは子どもの目線に合わせたものとする。

□子どもの遊び方を過度に規定しないこと

○わかりやすく遊び方を示す必要があるが、子どもの自由な発想による遊びを阻害することのないような表現とすること。

□子ども同士や保護者同士の助け合いに繋がる情報があること

○多くの利用者が同時に利用する遊びについては、体格や遊びのペースの違いへの理解や、医療的ケアが必要な利用者や体幹が安定しない利用者などへの配慮が必要となる。年長の子ども向けに、周りの子に気を付けて使用することや困っている子がいたら手助けをすることを記載する。小さい子どもや補助を必要とする子ども向けに、困ったら周りの子に声をかけることや助けてもらったからお礼を言うことなど、注意すべき情報だけでなく助け合いを促す内容の掲出を行うことがのぞましい。

○順番待ちが発生することが想定される遊びについては、順番を待つことが苦手な子どもや長時間同じ遊びに集中する子どもなどにも伝わりやすいように、並んでいるお友達がいたら順番をゆずる決まりごとの掲示や、順番待ちをする位置がわかりやすいような足跡のイラストを設けるなどの配慮が望ましい。なお、決まりごとを守ることが難しい子がいることにも配慮し、ルールが絶対的なものにならないように注意する。

V. 管理

1 管理の基本的考え方

インクルーシブな子ども広場の管理にあたっては、通常の公園と同様、都市公園法、福岡市公園条例及びその他関係法令や、様々な技術的な基準、福岡市が定める「公園緑地維持管理業務共通仕様書」等に基づき、適切に「維持管理」「運営管理」を行う必要があります。

一方で、インクルーシブな子ども広場は、IV章までに示した通り、通常の施設に加えて様々な配慮がなされていることから、特有の維持管理が必要な場合があります。また、広場の効用を最大限発揮させるための運営管理も重要になってきます。

そこで、本章では、管理のうち「維持管理」「運営管理」について、特に配慮が必要な事項について記載します。

2 維持管理

維持管理とは、公園施設の物的条件を整えて利用に供するとともに、公園の存在効果・使用効果を最大限に発揮させるための物的条件を整備・維持するもので、植物管理、施設管理、清掃に大別されます。

2-1 植物管理

例えば、遊具エリアとその周囲や遊具エリア内でのゾーン分け等のために設けられる植栽は、突発的に走り出す子どもの飛び出し防止の目的もあり、剪定後の尖った枝への接触による怪我のおそれが想定されます。また、福岡市では、除草剤や殺虫剤等の農薬は原則使用していませんが、部分的に使用する場合は、農薬等に過敏な子どもへの配慮が特に必要です。

このように、管理者は、様々なリスクを想定して適切な植物管理を行う必要があります。

2-2 施設管理

遊具は、公園施設の中で、比較的、事故の発生が多い施設でもあります。また、遊び方を説明する案内表示など、インクルーシブな子ども広場に特有の施設も存在します。

導入する遊具や施設の中で、これまで事例の少ないものについては、その機能や性能が適正に保たれているか、これまで以上に細やかに点検し、修繕等を行うことが求められます。

2－3 安全確認・清掃

例えば、転んでも安全なゴムチップ舗装の場合、安全であるがゆえに、歩行が困難な子どもがずり這いで遊んだり、通常想定していない裸足で利用したりなども考えられ、ガラス片などの除去が必要です。

このように、利用の状況を観察・把握し、広場全体の物理的ハザードを早期に発見し除去することが求められます。

3 運営管理

運営管理とは、施設の保全や公園利用者への快適で円滑な公園利用を提供することを目的とした各種業務であり、利用にかかる情報の収集、利用にかかる情報の提供、利用機会の提供、利用の支援及び指導、利用の調整に大別されます。

3－1 情報収集

利用の実態（利用者の属性、交通手段、利用施設、利用形態等）、利用者のニーズ・評価、管理履歴（維持管理履歴、イベント・広報履歴、ボランティア等の活動情報、事故等の発生履歴等）などを定期的に収集、分析し、管理者間や設計者と共有することで、インクルーシブな子ども広場の維持管理や運営管理に反映させることが必要です。

3－2 情報提供

インクルーシブな子ども広場の利用機会を広く公平に提供し、いつでも誰でも利用できるよう、広場の存在や遊べる内容、利用できる施設、提供されるサービス、公園への到達手段などを前もって知ることができることやあらゆる利用者の広場内での活動が安全・快適に行われるよう利用上の注意や遊び方が分かりやすく周知されていることが重要です。

（１）インクルーシブな子ども広場の周知

様々な機会を捉えて、多様な手段で周知を図ります。

例）報道機関への情報提供、市政だより、学校等（小学校、中学校、特別支援学校、療育センター、放課後デイサービス等）や障がい者関係団体等へのチラシ・リーフレットの配布、ホームページへの掲載（市、指定管理者等）等

（２）来園前の情報提供

障がいのある子どもの保護者へのアンケートによると、公園に遊びに行かない理由として、「安心して遊びに連れていけるかの情報がない、どのように情報を得れ

ばよいかわからない」といった意見が多数ありました。

前項のインクルーシブな子ども広場の周知にあたっては、利用者が知りたい情報を、どのような手段で得ることができるのか、併せて周知する必要があります。また、様々な障がいの種別（視覚障がい・聴覚障がいなど）があることへの配慮や日本語を母国語としない方への対応なども必要です。

特に配慮すべき利用者も、インクルーシブな子ども広場を安心して訪れることができるように、きめ細やかで分かりやすい情報発信が求められます。（図8）

（3）公園内での情報提供

公園内では、案内板等により、公園全体の配置図やルート図、利用できるサービスの内容、緊急時の対応など、来園前に得た情報が現地でもすぐに分かるように明示を行います。

運営管理においては、管理者は利用の状況を観察・把握し、利用者が知りたい情報を適宜追加して提供するよう努める必要があります。

情報提供にあたっては、現地での掲示のほか、園内放送、リーフレット、多言語標記など、視覚や聴覚などの障がいや、日本語が十分使えないなど情報制約がある子どもたちや保護者等にも的確に伝わるよう配慮する必要があります。

3-3 利用機会の提供

インクルーシブな子ども広場を周知し利用してもらう機会を提供するため、管理者主催や様々な関係者の参画により、イベントなどの取り組みも必要です。

例えば、普段公園に遊びに来ることができない障がい児を招いて遊んでもらう日を設けたり、障がい児と健常児の理解促進のために両者を招いて一緒に遊ぶイベントの開催、プレイリーダー（遊びを支援するスタッフ）の配置などが考えられます。

3-4 利用の支援及び指導

管理者は、適宜巡回等を行い利用状況を観察・把握し、必要に応じて、情報の提供や利用の支援、不適切な利用の指導等を行う必要があります。

3-5 利用調整

春や秋、また初期の「インクルーシブな子ども広場」においては、多くの利用者が集まり、障がいのある子どもにとって利用しづらい場面が想定されるため、必要に応じて、利用調整を行うことも必要です。

例えば、定期的に、利用人数を制限し誰もがのびのびと遊べる「インクルーシブデイ（仮称）」を設けるなどにより、利用調整に加え、広場の趣旨を知ってもらう機会にもなります。

図8 来園前の情報提供において配慮すべき事項

インクルーシブな子ども広場は、ホームページやパンフレットなど様々な媒体によって、利用者の在宅時から様々な情報を得ることができるよう配慮することで、特に配慮すべき利用者が公園を訪れるにあたっての事前準備の手助けとなるほか、それぞれの特性に応じて利用する公園や公園施設を選択することも可能となります。



利用者の特性ごとに、遊びや周辺施設の利用目安を示したホームページ



周辺施設の配置や設備のバリアフリー対応状況がピクトグラムで分かりやすく示されたマップ

<配慮すべき事項>

□インクルーシブな子ども広場に関する多様な情報が公開されていること

○広場の場所や行き方が示されていること。

- ・所在地、地図
- ・公共交通機関から公園入口までの距離や経路、到達時間
- ・公園入口又は駐車場から広場までの距離や経路、到達時間
- ・駐車台数、車いす利用者用駐車スペースの駐車台数

等

○広場の内容や詳しい詳細が示されていること。

- ・全体図、エリア図、広さ
- ・できる遊びの紹介（写真や動画）、障がい種別ごとに遊びが可能か
- ・クールダウンスペースの位置

等

○周辺施設の配置や詳しい情報が示されていること

- ・バリアフリースイレ、休憩施設、遊具周りの舗装や囲いの有無
- ・管理事務所の有無や提供できるサービス、緊急時の対応

等

○イベント情報は参加可能か判断できる情報が示されていること。

- ・遊びや催しの詳しい内容（障がい種別ごとに参加可能か）
- ・サポートスタッフ等の有無

等

□多様な手段で情報提供がなされていること

- ホームページなどのWEB媒体や、チラシやリーフレットの紙媒体などの多様な媒体を用いて情報提供を行うほか、LINE等を用いたプッシュ型の通知を行うなど、情報を得る手段が複数あることが望ましい。

□様々な利用者が必要な情報を得やすいこと

- 各情報は、視覚障がい者や日本語を母語としない利用者などにも配慮し、見やすい配色やピクトグラムでの表示、やさしい日本語の使用などを行う。
- WEB媒体は、音声読み上げソフトに対応させるなど、ウェブアクセシビリティ（誰もが情報を得ることができる状態とすること）に留意すること。

4 人材育成及び多様な関係者の参画

インクルーシブな子ども広場では、その趣旨を管理者が正しく理解し管理することが必要であり、そのための人材育成を行う必要があります。

また、多様な関係者の参画により、既存の管理運営体制へ協力いただくことや、新たな取組みが開始されることは、インクルーシブな子ども広場のさらなる周知促進や管理運営のレベルアップなどが期待されます。

4-1 人材の育成

管理者が正しく理解し管理するために、管理にかかる自治体職員や指定管理者の人材育成が求められます。

例えば、先行して整備・管理を行っている国や自治体等の事例の研修会、管理者同士による管理実態の情報交換、障がいのある子どもや保護者を招いての管理に関するワークショップなどが考えられます。

4-2 多様な関係者の参画

多様な関係者の情報を収集し協力体制を構築することで、様々な効果が期待できます。

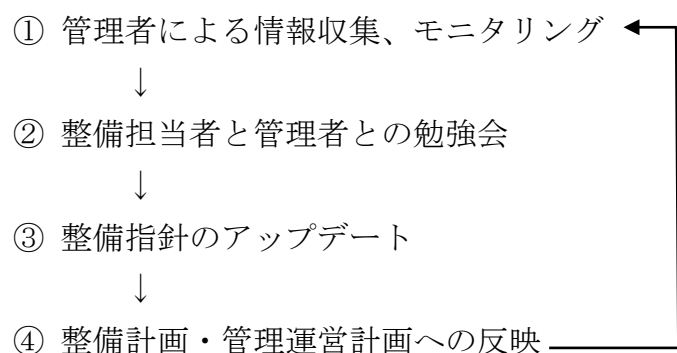
例えば、障がいのある子どもが通う特別支援学校、特別支援学級、療育センター、放課後等デイサービスや、障がい者関係の団体やコミュニティ等については、直接の利用者としての周知先となります。健常児が通う保育園や幼稚園、小学校についても、周知先となるほか、多様性を学ぶ教育の場として活用していただくことが考えられます。福祉・保育・教育関係の大学やこども・福祉関係のNPO、ボランティア団体等に参画してもらうことで、学生の学びの場や直接的な活動の場として活用していただくことができます。これらの関係者は、遊びや学びの場としての利用者だけでなく、見守りへの協力やイベントの実施など、誰もが利用しやすい環境づくりを担っていただく主体ともなりえると考えられます。

地域の自治協議会や公園愛護会、企業等の参画は、地域コミュニティの促進や企業のCSR活動につながります。特に身近な公園などでは、主な利用者でもある地域との関わりは欠かせないほか、大規模な公園における常駐する管理者に代わって、地域住民や地域の企業による、緩やかな見守りの仕組みを検討する必要があります。

管理者は、これらの多様な関係者に運営管理に継続的に参画してもらうために、協同での見守りの実施など、まずはスモールステップから取り組みを行うなど、長期的な目線で広場の運営管理にかかる仕組みづくりを行う必要があります。

5 継続的な改善

インクルーシブな子ども広場の整備を検討するにあたって、障がいのある子どもの保護者をはじめ様々な関係者の意見を伺い整備指針として取りまとめましたが、本取り組みは福岡市では初めての取り組みであり、国内でも事例が少ないことから、これから実際に整備・管理していく中で、さらなる意見の収集や利用状況の把握や国内外の情報収集などを継続的に行って、適宜整備指針をアップデートすることで、新たな知見を次の整備・管理に反映していきます。



「インクルーシブな遊具広場整備指針検討委員会」 委員一覧

委員長	平井 康之	九州大学大学院芸術工学研究院 ストラテジックデザイン部門 教授
副委員長	上角 栄子	インクルーシブふくおか 代表
委員	清水 邦之	NPO 法人福岡市障害者関係団体協議会 理事長
	野口 信介	東福岡特別支援学校 校長
	道下 美里	三井住友海上火災保険株式会社 パラアスリート

委員会での検討により、「インクルーシブな遊具広場整備指針」から「インクルーシブな子ども広場整備指針」に整備指針の名称変更が行われております。

制作協力

九州大学大学院芸術工学研究院 ストラテジックデザイン部門 平井研究室

インクルーシブな子ども広場整備指針

令和５年１月 初版

編集・発行：福岡市住宅都市局公園部整備課

電話：092-711-4410 FAX：092-711-5590